

会

議

午前10時 0分開会

議長（増田 清君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成21年3月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 会期の決定

議長（増田 清君） 日程により、会期の決定を議第といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より24日までの20日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は20日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

#### 会議録署名議員の指名

議長（増田 清君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、3番 伊藤英雄君と4番 土屋雄二君の両名を指名いたします。

#### 諸般の報告

議長（増田 清君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議会関係について申し上げます。

1月16日、第121回静岡県東部地区市議会議長会が下田市で開催され、私と副議長が出席いたしました。この議長会では、裾野市提出の地方税法に基づく還付加算金の割合の引き下げについて及び下田市提出の三島社会保険病院・介護老人保健施設の公的施設として存続を

求めることについての2件の議案を審議し、可決されました。

この提出議案2件につきましては、1月29日開催の第136回静岡県市議会議長会定期総会に提出することに決定いたしました。

次に、1月29日、第136回静岡県市議会議長会定期総会が伊豆市で開催され、私と副議長が出席いたしました。この総会では、平成20年度会務報告並びに平成21年度の予算審議を初め、さきの東部地区市議会議長会で可決いたしました議案を含む4件の議案を審議の上、可決し、今後の取り扱いにつきましては、会長市であります静岡市に一任することにいたしました。

続いて、平成21年度当議長会の役員の改選が行われ、下田市は全国市議会議長会の産業経済委員会委員に内選されました。

また、この総会で当議長会表彰規程に基づく表彰が行われ、大黒副議長、土屋勝利議員とともに私が勤続10年以上の一般表彰を受けました。土屋勝利議員には、後ほど伝達いたします。

次に、2月10日、第97回市議会議員共済会代議員会が東京都で開催され、私が出席いたしました。この代議員会では、事務報告、上半期経理状況及び監査結果についての報告を了承した後、平成21年度事業計画及び予算並びに市議会議員年金制度の安定的運営の確保に関する決議を審議の上、可決いたしました。

次に、2月17日、広域行政圏市議会協議会第40回総会が東京で開催され、私が出席いたしました。この総会では、平成19年度決算を認定した後、平成21年度運動方針（案）及び平成20年度補正予算（案）並びに平成21年度予算（案）が審議され、原案のとおり承認、可決されました。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

1月22日、茨城県石岡市の議員3名が「下田の体験プログラムについて」、1月26日、三重県伊賀市の議員3名が「まちづくりサポータークラブについて」、2月10日、山形県南陽市の議員3名が「下田市耐震改修促進計画について」及び「体験プログラムについて」、2月19日、福島県いわき市の議員1名が「道の駅 開国下田みなとについて」を視察されました。

次に、市長より車両物損事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分事件の報告3件及び建物物損事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分事件の報告1件の提出がありましたので、配付をしてありますのでご覧ください。

次に、昨日までに受理いたしました依頼書3件でございます。

伊豆市議会議長から「伊豆中央道及び修善寺道路の無料化を求める意見書の提出についての依頼」及び静岡県防災局長から「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長についての依頼」並びに全国市議会議長会の会長でもあり、市議会議員共済会の会長、藤田博之氏から送られてきました「市議会議員年金制度の安定的運営の確保に関する決議及び実行運動の取り組みについての依頼」の写しを配付してありますのでご覧ください。

それでは、ここで、先ほど申し上げました第136回静岡州市議会議長会定期総会で表彰を受けられました土屋勝利議員に表彰の伝達をいたします。

なお、下田市議会慶弔見舞い等に関する内規によりお祝い金を贈呈いたしますので、ご承知願います。

表彰を受けられました土屋勝利議員は、中央にお進みください。

〔表彰状伝達 拍手〕

議長（増田 清君） それでは、ここで表彰を受けられました土屋勝利議員よりごあいさつがございます。

13番（土屋勝利君） ただいま議長から表彰いただきまして、貴重な時間をお借りしまして一言表彰の代表としてごあいさつさせていただきます。

ただいま議長より表彰をいただき、私としても大変光栄に思う次第でございます。この長い期間、議員として議員活動ができたのもひとえに市民の皆様の温かいご理解と長いご支援の結果だと思っております。この場をお借りしまして、市民の皆様へ一言御礼を申し上げる次第でございます。私たち議員は、このような表彰を受けまして、市民の皆様から温かいご支援とご理解を長くいただいたおかげで、このような表彰がいただけたと思っております。まことにありがとうございます。

また、下田市の皆様には、特に市の方々を初め、また退職をされた先輩の方々、議員の先輩の方、そして議員の皆様には長い間、温かいご指導をいただき、長い期間、議員活動ができたと思っております。この場をお借りまして、御礼を申し上げます。

また、下田市は大変厳しい状況にあると私も確信して認識しておりますが、下田市が一步でも前に進んでいただくためにも、私たち議員が初心に返り、議員として微力ではございますが、その日のために一生懸命頑張っておりますことをご期待しまして、甚だ簡単ではございますが、御礼のあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

議長（増田 清君） 次に、今定例会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、局長補佐をして朗読いたさせます。

局長補佐（須田信輔君） 朗読いたします。

下総庶第24号。平成21年3月5日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成21年3月下田市議会定例会議案の送付について。

平成21年3月5日招集の平成21年3月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度下田市一般会計補正予算（第9号））、議第1号 教育委員会委員の任命について、議第2号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について、議第3号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について、議第4号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少について、議第5号 下田市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、議第6号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第10号）、議第7号 平成20年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）、議第8号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第9号 平成20年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第10号 平成20年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第11号 平成20年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第12号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議第13号 平成20年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、議第14号 市道の認定について、議第15号 訴えの提起について（アイフル株式会社）、議第16号 訴えの提起について（株式会社武富士）、議第17号 訴えの提起について（プロミス株式会社）、議第18号 訴えの提起について（株式会社エイワ）、議第19号 訴えの提起について（株式会社S Fコーポレーション）、議第20号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議第21号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第22号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第23号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第24号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第25号 平成21年度下田市一般会

計予算、議第26号 平成21年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第27号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第28号 平成21年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第29号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第30号 平成21年度下田市老人保健特別会計予算、議第31号 平成21年度下田市介護保険特別会計予算、議第32号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第33号 平成21年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第34号 平成21年度下田市下水道事業特別会計予算、議第35号 平成21年度下田市水道事業会計予算。

下総庶第25号。平成21年3月5日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市市長、石井直樹。

平成21年3月下田市議会定例会説明員について。

平成21年3月5日招集の平成21年3月下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

記。市長 石井直樹、副市長 渡辺 優、教育長 野田光男、企画財政課長 土屋徳幸、総務課長 糸賀秀穂、市民課長 山崎智幸、税務課長 河井文博、会計管理者兼出納室長 森 廣幸、監査委員事務局長 内田裕士、建設課長 井出秀成、上下水道課長 滝内久生、観光交流課長 山田吉利、産業振興課長 増田徳二、健康増進課長 藤井恵司、福祉事務所長 清水裕三、観光対策課長 藤井睦郎、教育委員会学校教育課長 名高義彦、教育委員会生涯学習課長 前田真理。

以上でございます。

#### 報第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により報第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度下田市一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、専第1号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をいたしました補正予算は、平成21年2月20日専決の平成20年度下田市一般会計補正予算（第9号）の1件でございます。

専第1号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第9号）でございますが、浅黄色の補正

予算書及び補正予算の概要書をご用意ください。

このたびの専決の理由でございますが、ご案内のとおり、政府は、100年に1度とも言われる未曾有の景気後退感の中で住民の不安に対処するため、住民への生活支援とあわせて地域経済対策に資することを目的に定額給付金を交付することとし、さらに子育て家庭に対する生活安心の確保のため、幼児教育期の第2子以降の子に対して子育て応援特別手当交付金を交付することとしたところであります。

政府としては、この喫緊の課題である緊急経済対策を年度内に早急に執行できるよう期待をいたしていたところでございますが、一方では、当時国会の審議の経過から日程が不確定な状態となっておりました。対応が急がれているこのような状況の中で、関連法案が議決された後、スムーズに交付事務が執行できる体制を確保するため、交付申請の事前準備経費を緊急に専決させていただいたものであります。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億8,299万6,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、説明資料によりましてご説明させていただきます。

補正予算の概要2ページをお開きください。

初めに、上段の歳入補正でございますが、総務課関係といたしましては、15款2項7目国庫・定額給付金給付費は226万3,000円の追加で、定額給付金給付事務費補助金の受け入れであります。

次に、福祉事務所関係では、15款2項1目国庫・子育て応援特別手当事務取扱交付金は22万7,000円の追加で、子育て応援特別手当事務取扱交付金の受け入れであります。

続いて、下段の歳出補正でございますが、総務課関係では、2款1項21目0440定額給付金給付事務は226万3,000円の追加で、定額給付金給付事務のシステム導入委託で100万円、申請書郵送封筒等の印刷製本費で50万円、電話配線、パソコンの配線等修繕料で30万円、従事者時間外勤務手当で30万円等が主なものでございます。

次に、福祉事務所関係では、3款3項1目1740子育て応援特別手当交付金交付事務は22万7,000円の追加で、申請書郵送封筒等の印刷製本費で10万4,000円、郵便料で4万円等が主なものでございます。

以上で平成21年2月20日付にて専決させていただいた専第1号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第9号)の補正予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長(増田 清君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1番。

1番(沢登英信君) 国の第2次補正予算に伴いますこの事務の事務費用ということですが、このそれぞれの226万3,000円と22万7,000円の算出の根拠は、むしろ歳出のほうからこれだけの費用がかかるので、国にこの費用が欲しいと、こういうものなのか、あるいは国のほうが一定の算式に基づいて、これだけ下田市には交付すると、こういうものなのかと、この性格、金額の性格について1点お尋ねをしたいと思います。

それから、これらの費用が不足した場合あるいは余った場合、それぞれあろうかと思いますが、国との関係、県との関係はどのような形になるのか、2点目についてお尋ねをしたいと思います。

議長(増田 清君) 総務課長。

総務課長(糸賀秀穂君) 今回の専決予算でお願いしている事務費につきましては、10月31日以降の事務に係る経費ということでございまして、下田市におきましては、11月19日から実際に事務を始めているということで進めさせていただいております。それで、算定の根拠でございますけれども、これは当然当該事業に係る事務費についてすべて10割で国のほうから交付されているものでございまして、何らこれに対する一定の枠というものは定められていないというふうに理解はしております。国のほうでは、事務費の交付金の実施要綱というものを作成しておりまして、その事務費の実施要綱の中に掲げられた一定の費用、例えば職員手当等あるいは臨時職員を雇った場合の賃金に係る社会保険料等の共済費、それから報償費等、これは民間の方の協力を得た場合の報償費でございます。あるいは旅費とか需用費、その他広告料とか手数料、こういったものが需用費の中に定められておりまして、これに基づく支出であれば何ら制限はないというものでございます。

それから、過不足が発生した場合の問題でございますけれども、不足が生じないような形で試算をさせていただいております。仮に不足が生じた場合には、変更申請という形になるかと思いますが、逆にこれが余れば当然精算行為を行って、国庫に返還するという形になるものでございます。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 国会で決まって速やかな対応で、まことに結構ではあると思います。質問は、子育て応援特別手当交付金、定額給付金についてはニュース等で盛んにやられているので、中身についても住民の方々よくご承知と思うんですが、子育て応援特別手当交付金なるものは、中身をまだ住民の方もよく知らないんじゃないかということで、私自身もここでひとつ勉強したいなと思います。この中身、性格についてご説明をお願いします。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 特別手当ですが、支給対象となる子供です。平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれの子供が対象となります。ですから、3歳から5歳、就学前3年間です。それで、かつ第2子以降でなければならないということになっています。第2子という、第1子の勘定の仕方ですけれども、平成2年4月2日以降に生まれた子供を、ですから年齢いう第1子、第2子と、そういうふうな順番を振っていきます。ですから、例えば10歳の子と4歳の子供がいたケースですと、第1子が10歳の子ですね。支給対象となる子供は3歳から5歳の間の第2子以降ですから、4歳の子供しか対象にならないということです。ですから、逆にもう一人1歳の子供がいても、その子は対象になりません。例えば、夫婦に4歳の双子がいましたといいますが、片方は第1子ですから、下のお子さんだけが対象になります。ですから、とにかく3歳と5歳の子供で第2子以降、この方が対象になります。1人当たり3万6,000円、住民記録のほうから見ますと、259世帯の方が対象になるうかと思うんですが、第1子のカウントの仕方が例えば生計同一でよそに高校とか中学校に行っているらと、住民登録が下田にないですけれども、その方も生計が同一であること、例えば医療保険なんかで同一関係が認められれば、その方も第1子とカウントできます。ですから、今、住民記録上で259世帯で276人が該当されるんだろうということで想定をされますけれども、もし住民登録をよそに持っていった子供がいる場合、その人が第1子となって、第2子がいた場合、その方が、今、住民記録上で対象の把握ができないものですから、その方につきましては、3歳から5歳の子供がいる全世帯に通知をして、こういう場合は対象になりますというような通知をしていきたいと思っています。

以上です。

議長（増田 清君） 3番。



3番（伊藤英雄君） この子育て応援特別手当金というのは、本当に何か矛盾に満ちて、またかつ不公平に満ちた制度で、例えば6歳未満といえども、2歳、1歳は対応しないとか、双子の1人を対応しないとか、これはもらうほうも困ると思うんですが、実際何でこういう制度になっているのか、また、現場でもらいにきた人が、いや、あんたのところは2人目だから対象にならないとか、第1子だけしか対象になりませんかとか、2歳はだめですとか、こういうことに対する説明、住民の方から疑問が出ると思うんだけど、そのときどのような説明をなされる予定ですか。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 今のところ、国のほうからQアンドAしか来ていないんですけども、幼児教育期ということで3歳から5歳、2歳までにつきましては児童手当が通常5,000円ですけども、5,000円の上増しがありますということで、そこで対象にはしていませんというようなQアンドAが来ております。あくまで交付金の対象が幼児教育期ですよというような国の要綱がそう定められていますので、そのような説明をしていくしかないなと今思っています。

以上です。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 国の側を押しつけられたようで大変苦しいとは思いますが、実際に乳児はだめだ、幼児は、じゃ、幼児全部見るかといったって、2人目になっていれば2人目以降ならもう出ませんよという、大変これは説明も大変であり、何とも言いようがないような制度を国がやったなということですが、なるべく住民の方にわかりやすくご説明をお願いして、質疑を終わります。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度下田市一般会計補正予算（第9号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

#### 議第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により議第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

副市長（渡辺 優君） それでは、議第1号 教育委員会委員の任命につきましてご説明を申し上げます。

初めに、本案の提出の根拠規程でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

この第4条第1項の規定は、委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという規定になっております。

次に、任命いたしたい方でございますが、下田市河内257番地、臼井ふく子さんでございます。

生年月日は、昭和25年1月2日生まれの59歳の方でございます。

次に、提案理由でございますが、現在の山本祐子委員の任期が平成21年3月14日に満了となるため、新たに就任をお願いするものでございます。

臼井さんの主な経歴でございますが、下田市のご出身で、昭和49年早稲田大学第2文学部を卒業、2年間私立学校に非常勤講師として勤務の後、結婚され、平成元年下田市に帰省されました。お子様の通う学校の保護者としてPTA活動にも長年積極的にかかわり、教育熱

心で保護者の方々の信頼も厚い方でございます。その後、稲生沢地区青少年健全育成会委員や保健委員を務められ、平成13年より下田市民生委員児童委員として稲生沢地区を担当し、貢献をしていただいております。また、子育て支援にもとても熱心に取り組み、下田子育て支援ネットワークの一員としてさまざまな場においてご活躍をいただいております。

白井さんは、温厚、誠実な方で、地域に対する思い、また教育や福祉に対しましても識見豊かでありまして、教育委員会委員といたしまして適任の方でございます。

以上のことから、白井ふく子さんを教育委員会委員といたしまして、ぜひともご同意いただきますようよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

なお、昨年12月議会におきまして、やはり教育委員会委員の選任議案の際、議員の皆様より人事案件については、何らかの方法で事前に人物評等を披露され、同意を求めるべきであるほか、また、当局側が一方的にお願いに行くという方法ではなく、公募にすべきではないかという意見をいただきました。この件につきまして協議を続けてまいりましたが、現在、市町の合併の議論を進めているときでもあり、教育委員会委員等についても、その選任方法も今の下田市の中学校区ごとから大きく変わることが予定されておりますので、引き続き協議検討事項とさせていただき、今回は従前どおり、欠員となる稲生沢地区からの選任同意をいただくものといたしました。よろしく願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

5番。

5番（鈴木 敬君） 毎回毎回、教育委員の任命に関しましては、一言注文じゃないですけども、お願いをしているわけなんですけれども、先ほど副市長のほうから、そういうふうなことについても検討を十分しているというふうなことがあったんですが、1点お聞きしますが、前山本祐子さんがたしか1期だけだったと思っているんですが、慣例的に2期ぐらいやるのが多いのかなというふうに思いますけれども、なぜ今回1期なのか、個人的な事情があればそれはお聞きしませんが、何かしらのあるのかどうなのかということと、もう一点、今回、稲生沢地区ですよね、かえられたのが。稲生沢地区、今、稲生沢中学と稲梓中学の統合問題で非常に難しい状況にある、いろいろといろいろなことを考えてやらなければならない、それだけまた教育委員の責任というものも重いものがあるというふうなことです。特に稲梓地区では、中学統合についてのいろいろな意見がいっぱい出ていると思いますし、稲生沢地区においても、潜在的にいろいろな意見もあると思います。そこら辺を踏まえて、どう

いうふうな形で中学統合の問題を考えて進めていくのかということも教育委員に課せられた重い責任だとおります。等々のことを考えると、やはり結論的に言うと、ある程度その人がどのような教育観を持っているのかというようなことに関しても、やはり最低限の知識は我々としても知っておきたいということがあります。この重大な時期の稲生沢中学統合問題を抱えた重大な時期に、教育委員会として果たしてやっていける人物であるのかどうかということも若干知っておきたいという気があります。そこら辺のところについて、先ほど副市長が説明された情報以上のものというのは、これは出て来ないんですか、それをお聞きします。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） まず、現在の教育委員をお願いしています山本祐子さん、議員言われるように、通常は2期程度お願いしているのが先例でございました。今回もぜひ2期目をということで教育委員会を中心に本人をお願いしてきたわけですが、これは、本人がどれが原因で2期目については辞退したい、退任したいという理由は明確には聞いておりませんが、やはり自分のやっているいろいろな読み聞かせの関係の、本来自分を中心でやっている仕事があるというようなことで、ぜひそちらに重点的に力を注入したいというようなことがありまして、1期でということの理由でございます。

それから、新しい臼井さんにつきましては、今、議員言われたように、やはり稲生沢中学校、稲梓中学校の統合問題の中で大変議論をされておまして、新聞等々でも十分その状況は知られている方でございます。現実、後任の方を早く選任をして、議会の方々に示したいという思いがあったんですが、大変この後任の方に選任については苦勞を教育委員会のほうでされました。今言ったような大きな問題を抱えている状況の中で、私ができるだろうかというようなことも言われたということも聞き賜っております。

しかしながら、先ほど口述をさせていただいたとおり、やはり教育また民生的な面においても、またPTA等々においても積極的に活動をされている方でございます。教育委員会のほうから今の状況をしっかり述べさせていただいた中で、内々受けていただくという返事をいただいたという経過がございます。

ですから、この後任の方につきましては、状況を全然知らない中でのということではなくて、十分承知した中で統合の大きな問題も何とか教育委員の一人として議論をしていきたい、頑張っていきたいという思いは述べているというふうにも聞いております。

私のほうは、申しわけございません。教育委員会の選任でございますから、余り当局側か

ら積極的に人選という方法は現在議会の議論の中での経過も踏まえてやっておりません、教育委員会のほうに人選については選任、お任せしてございますので、もし私の答弁で不足の部分がありましたら、教育委員会のほうからも答弁を追加させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） 私のほうから特に追加することはございませんが、私も直接本人にお会いしまして、統合の問題も抱えている、そして教育委員会も今、その内容とかあり方について問われているということを十分説明をする中で承認をしていただいたと、こういうことでございます。したがって、今お話、説明等がありましたけれども、本当に幅広く子育てから、それこそ社会教育全般にわたるまで広い見識を持っていらっしゃる、このように認識をしております。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 山本祐子委員が任期満了で、新たな中学校区から選出とする従来の枠組みの中で臼井ふく子さんを提案されたと、こういう経過がありますが、臼井ふく子さんが稲生沢地区から選ばれる過程というのはどうなっているのか、この点についてお尋ねしたい。

やはりこの教育委員については、自ら積極的に教育行政に携わろうと、こういう人を得る必要があると思うわけです。この問題ではなくて、この選考についてはぜひともそういう意味で公募とか応募とか、そういう中から一定の推薦を得る。何か一方的に今の説明ですと、教育委員会ないしは当局がその地域の中からある人を選定をして、その人に何とかお願いできないかと、お願いします、こういう形で選ばれてきているのではないと思うわけです。本当に客観的な意味で、教育行政を前進させていこうという選考の過程の中できっちりした保証がされていないんじゃないか。教育委員会の一方的な見解の人のみしか選出されないというような嫌いがあるのではないか、そういう疑問にそうではないという選考の過程がどこにあったのかという点についてお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 先ほど後任者の選任議案を口述させてもらった後、昨年12月の議論の経過も踏まえましていろいろ議論をしてまいりました。そういうことで、たしか12月の議会においても、公募の関係、それから人物の評価の問題等々については、これは議員の皆

さんが述べられるとおり、前向きに議論をしてきたところでございますが、合併等々ということで説明をいたしたところでございます。

そうした中で、やはり現在の教育委員会5人の構成が男性3人、女性2人、また幅広く教育、また出身の方々、それから純然たる民間の方、また福祉等々に精通した方ということで、バランスよく5名、教育長は別としても4名の方々を選任をし、皆さんの同意をいただいていた経過がございます。そうした中で、今回、稲生沢地区の選任、山本さんが女性として退任をされる後としては、やはりその地域について今言ったバランスを考えたときに、できたら民間の方で女性がいいだろうという議論はしてまいりました。先ほどもちょっと触れましたが、候補者として何名か挙げさせていただいて交渉をしてきたんですが、いずれもぎりぎりまで話をしてきたんですが、断られた経過がございます、教育委員会としても大変苦慮をいたしました。

沢登議員から言わせれば、そういうことだから公募にしてということであろうかと思いますが、公募については議論をしているという報告をした中で、やはり今後、合併になりますと、広い範囲での教育委員会、法律的に5名ということになっておりまして、教育長を除いて4名の方々はバランスよく地域ごとでの選任になることが予想されておりますので、やはり今回についてはということで、稲生沢地区学校区に絞って選任をいたし、この方にまず内定をし、今回上程されたというのが選任の経過でございます。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第1号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

#### 議第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により議第2号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（糸賀秀穂君） それでは、議第2号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の3ページ、4ページをお開き願います。

3ページは、議案の鏡でございますが、静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、市町総合事務組合構成団体の数の増減及び規約変更につきまして、当該組合構成団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定によりあらかじめ当該組合を構成している地方公共団体の議会の議決と求めるものでございまして、今回、静岡州市町総合事務組合を組織する団体の数の減少とあわせて、別紙4ページの内容のとおり組合規約を変更させていただくものでございます。

具体的には、提案理由に記載のとおり、静岡州市町総合事務組合から伊豆市、伊豆の国市及び函南町とで一部事務組合を構成している田方地区交通災害共済組合、それから長泉町と清水町で一部事務組合を構成している桃沢少年自然の家組合が平成21年3月31日をもって脱退するものとし、あわせて静岡州市町総合事務組合規約について所要の変更を行うというものでございます。

静岡州市町総合事務組合は、昭和37年に一部事務組合市町村職員退職手当組合として発足しまして、組合構成団体常勤職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理してまいりました。また、平成18年4月からは、非常勤職員公務災害補償組合を統合して、組合の名

称を静岡県市町総合事務組合に変更し、非常勤に係る公務災害事務の共同処理を業務内容に加えて今日に至っております。

今回の議案は、先ほどご説明申し上げましたとおり、本年3月31日をもって田方地区交通災害共済組合及び桃沢少年自然の家組合が解散となるため、市町総合事務組合から脱退することとし、それに伴い組合規約に所要の変更を行うものでございます。変更の内容は、別紙4ページのとおりでございます。

それでは、条例改正関係と説明資料により内容の説明をさせていただきます。

お手数ですが、説明資料の1ページ、2ページをお開きいただきたいと存じます。

説明資料左側のページは変更前、右側のページは変更後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回変更させていただくところでございます。

まず、規約の一部変更でございますが、組合構成団体を列挙した別表第1（第2条関係）及び組合で共同処理する事務を列挙した別表第2（第3条関係）中の組合構成団体職員の退職手当の支給等に関する事務に係る第3条第1号の表、それから市議会議員や非常勤職員公立学校医等の公務災害補償事務に係る第3条第2号及び第3号の表中田方地区交通災害共済組合及び桃沢少年自然の家組合を削るものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、4ページの附則でございますが、この規約は平成21年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第2号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1番。

1番（沢登英信君） 市町村合併やそれぞれの職場の合併等を理由に、構成団体の数が少なくなっていくという傾向にあらうかと思えます。そういう点で、この組合の参加する職員数の推移というのはどうなっているのかと、経営といいますか、運営上の数の減少による困難さというのは予想はされないのかと、予想されるとすればそれらの解決方法というのは、どういう方向が検討されているのかされていないのか、それほど深刻なところまでいっていないという状態にあるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 総務課長。



総務課長（糸賀秀穂君） この構成団体の数の減少傾向というのは、今、議員ご指摘のとおり、市町村合併等によりましてかなり減少していることは事実でございます。現在、63団体が加入しておりますけれども、この規約の変更によりまして61団体になるわけですが、その運営につきまして今の団体が減少することによって影響してくるものというのは、負担金の関係が出てくるのではないかというふうなご指摘ではないかと思うんですが、この負担金につきましては、年々その職員の数とか、あるいは支弁経費等によって変動してくるものでございまして、現在の段階におきましては、組合運営自体が非常に厳しい状態にあるというふうには承知しておりません。

ただ、これがこの先、加入団体がさらに減少傾向が加速されてまいりますと、その辺の問題も生じてくるのではないかというふうに思いますけれども、この市町総合事務組合は、先ほどの説明でも触れさせていただきましたが、退職手当につきましても共同処理しているわけでございます。この近年、大量の職員の退職があったわけでございますけれども、これらに対応するための退職金の手当、これがこの組合に加入していることによって、相互扶助という形の中で特に大きな財政負担を生じない形で対応させていただいた経過もございまして、そういった面から、この組合の存在意義というのは非常に高く評価できるものでございまして、ただ、今後、先ほど議員さんのご心配のとおり、組合が加入団体減少していったときにどういう方策を講じなければならないかというのは、今後の課題として当然上がってくるものではないかというふうには予想しております。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第2号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 議第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により議第3号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） 議第3号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてをご説明申し上げます。

市町村の合併等の特例等に関する法律第14条第1項の規定により、榛原郡由比町を廃し、その区域を静岡市に編入し、榛原郡富士川町を廃し、その区域を富士市に編入し、志太郡大井川町を廃し、その区域を焼津市に編入し、志太郡岡部町を廃し、その区域を藤枝市に編入したことに伴い、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少していることについて、地方自治法第291条の3第1項の規定により協議するため、同法第291条の11の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少していることについて、当広域連合を組織する関係地方公共団体と協議をするためでございます。ちなみに減少後の市町村数は37市町、内訳23市14町ということになります。

雑駁な説明でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（増田 清君） 健康増進課長に申し上げます。

今の説明の中で、5ページの上から2行目、「榛原郡」と言いましたけれども、「庵原郡」でいいんですね。訂正をお願いします。

健康福祉課長（藤井恵司君） 失礼しました。庵原郡でございます。訂正いたします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論がないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第3号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時 8分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により議第4号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（河井文博君） 議第4号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の6ページをお願いいたします。

市町村の合併等の特例等に関する法律第14条第1項の規定により、庵原郡由比町を廃し、その区域を静岡市に編入し、庵原郡富士川町を廃し、その区域を富士市に編入、志太郡大井川町を廃し、その区域を焼津市に編入し、志太郡岡部町を廃し、その区域を藤枝市に編入したことに伴い、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少をしていることについて地方自治法の第291条の3第1項の規定により協議するため、同法第291条の11の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由ですが、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数が減少していることについて、当広域連合を組織する関係地方公共団体と協議するためでございます。今回の議案は、平成20年11月1日、由比町、富士川町、大井川町の地方公共団体がそれぞれ静岡市、富士市、焼津市に編入され、その後の平成21年1月1日には岡部町が藤枝市に編入されたことに伴いまして、合併特例法第14条第1項を適用し、地方自治法第291条の3第1項の規定により協議、同法291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

大変雑駁な説明でしたが、議第4号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないもの認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第4号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議第5号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により議第5号 下田市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） 議第5号 下田市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてをご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

下田市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、下田市介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置するものでございます。

ここで条例設置の背景を少し説明させていただきたいと思っておりますけれども、低賃金による人手不足が深刻な介護従事者の人材確保を図るために、介護報酬の引き上げが決定されましたが、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制し、被保険者の負担の軽減を図ることを目的とし、国より介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されることになり、当該交付金を適正に管理執行するために新たな基金の設置が必要であり、基金条例を設置するものでございます。

また、今回の交付金は、21年度においては報酬の上昇分の全額、22年度においては上昇分の半額、23年度にはなしという、その合計額は20年度において交付されることになっております。下田市への概算交付額は1,507万1,000円で、20年度の補正予算で受ける予定でございます。今朝の新聞など伊豆市のほうの考え方は、毎年この交付金の算定どおり21年、22年、23年と変えていくと、これを充当していくと、そのとおり充当していくというやり方もあるかと思いますが、下田市は、それを均等に充当していきたいということで基金条例をお願い

するわけでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、条例の説明をさせていただきます。

8ページをお願いします。

下田市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例。

第1条、設置規定でございますが、介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、下田市介護従事者処遇改善臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条は、積み立ての規定でございます。基金は、下田市が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金を積み立てるものとする。

第3条は、管理規定ですが、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第4条、運用益金の処理の規定ですが、基金の運用から生ずる利益は、下田市介護保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

第5条、処分の規定ですが、基金は、次に掲げる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

第1号、下田市が行う介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合、第2号、前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課・徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用、その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合。

第6条、委任事項ですが、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則でございますが、第1項、この条例は、公布の日から施行する。

第2項、この条例は、平成24年3月31日限りその効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を下田市介護保険特別会計歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする。

以上、条例案でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） よくわからないので教えてほしいんですが、24年3月31日まで基金をやると。残額が出たら国庫に納付するよということなんですが、念のために入れているのか

もしれないですけれども、残額が出るという意味がよくわからないんだけれども、第5条の1項では、介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するためにやるというんだけれども、実際上、下田市の場合、増加のあれがないわけなんだけれども、増加を抑えるために介護保険特別会計の歳入歳出に入れてしまえば、増加を抑えることになるんじゃないかと思うんだけれども、歳入のところにはぼこっと入れてしまえば。そうすると、変な言い方だけれども、この1,507万円何がしを3年に分ければ、500万円ぐらいですか、1年間で。その500万円を均等金額をこの特別会計のほうに全額ぼんとそのまま入れて、そこで予算を組んでしまえば、それでもう残額なしという単純な考え方でいいのかどうか。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） 考え方は仰せのとおりです。使い切ってしまうばそれでいいということで、下田市はそれを均等に使いたいということを前に説明させていただいたと思いますけれども、そういう使い方をして、万が一残額が残ったら国庫に返すというような解釈でよろしいかと思っています。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 介護保険の従事者の処遇を改善していこうという基金でありますので、大変評価されていいと思うんですが、この規定からいきますと、介護関係者の低賃金による人材不足あるいは低賃金による弊害をなくそうということの趣旨からいきますと、現在、介護関係にかかわっている下田市の現状がどうなっているかと、ヘルパーさんが何人で、当然施設にいる従事者もいると思いますし、在宅でいる人たちもいると思いますが、そういう人たちの実態がどうなっていて、この引き上げによって具体的にその人たちの手当てが、賃金がどのぐらい上がるのかと。そして、そのことによって、また人材の不足が何人いて、この制度によって何人の人材不足が補われると見込んでいるのかと、こういう点の見込みというのをきっちり立ててやるべきだというぐあいに思いますが、第1点、現状とその方向づけがどうなっているのかという点をお尋ねしたいと思います。

2点目は、この基金条例によりますと、第5条の処分であります、（1）に1号被保険者の介護保険料について増減するための財源に充てるんだと、間接的な形で直接的なものになっていないわけですね。そして、介護従事者だけではなくて、使うお金は広報啓発、介護保険料の賦課・徴収にかかわる電算システム等にも使うんだと、こういうことですので、そこまで広げるということは、本来の処遇改善より拡大しているんじゃないかと、こういうぐあ

いな思いもするわけです。あえてこういうものも入れていいんだということになりますと、これらの電算システムや広報活動あるいは介護保険料の賦課・徴収の費用の割合と申しますが、どのぐらいの比重でこれらのものを考えているのかと。したがって、この1,570万1,000円の国がよこした、交付してくれる根拠というのも一定部分あるかと思うんですが、それらの中でここに5条の(2)に書いてある部分の配分の指定とか、そういうものの一定の目安があるのかどうか、2点目お尋ねをしたいと思います。

議長(増田 清君) 健康増進課長。

健康増進課長(藤井恵司君) 答弁が前後するかと思いますけれども、これは直接的なということですか、1点、この介護処遇改善というのは、全国的に同じ金額でやっているわけですね。介護の従事者は決められているということで、それを全国的に3%上げるという考え方です。その3%上げる部分は、国が1年目は全額見ましょと、2年目は半額持ちましょと、3年目からは各自治体で保険料でやりなさいと、そういう考え方でございます。

ですので、下田市のほうは、それを3年、この4期、21年から23年度までの3年間の4期分を要するに1年半分を3%、1年半分しか来ないので、全体をプールして3年にわたって平等に充当していきたいと。ですから、3%は既に上がった推測を下田市はもうしているわけです。全国的にしますけれども、それに見合う介護保険料を算定しなければならないということになります。そういう説明を前の全員協議会でさせていただいたつもりなんですけれども、そこのところはなかなかうまく私のほうが説明できなかったと思いますけれども、要するに3%を上げると、21年度から。それで、3年間のうち1年半分、半分は国のほうが3%分交付金として出すと。残りは介護保険料に乗せなさいということになります、考え方は。

下田市の現状ですが、やっぱり同じ3%を上げるということですので、介護保険料の算定の際には歳出と申しますが、介護保険料の算定では3%上げたものをもう想定して3年間つくってあるわけです。それで、この3%分を下田市の分は国庫金として来るものをそこに投入するというので、介護保険料を算定したわけでございます。お答えになるかどうかわかりませんが、以上でございます。

議長(増田 清君) 1番。

1番(沢登英信君) 介護報酬の費用を全国一律国が3%引き上げると、こういうことで介護者の低賃金を一定改善していこうと、こういう政策であろうと思うわけですが、この3%の引き上げが下田市にとっては介護料の幾らの引き上げになるんだと、1,570万円1,000円の



うち幾らの引き上げになるのかと、こういうことを聞いているわけです。そして、その職種は介護施設では当然看護師さんやヘルパーさんやいろいろな職種の人たちがあろうかと思うわけですが、すべての職種の人たちにそれが渡っているのかと、そういう計算からいけば、果たしてこの保険料の徴収だとか電算システムだとかに、そこに重点的に対応していけば回すようなお金があるのかと、こういう疑問といいますか質問をしているわけです。

議長（増田 清君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 27 分休憩

午前 11 時 36 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） 貴重なお時間をいただいてすみません。申しわけありませんでした。改めて答弁させていただきます。

まず、介護算定の3%相当というものは、1,343万、1,344万円程度、これは概算ですので、一応そういう概算が来ております。先ほど言いました、ちょっと説明違ってはいますが、あと広報とか等にかかわるもの、この条例の5項2号ですか、広報啓発、賦課・徴収、電算等、そこに係る部分は163万円程度、概算ですので、それでおよそ1,500万円の金額が下田市に来るということで、それで下田市の従事者にも均等に3%の報酬が上乘せされるということになることとございます。それは全国統一で3%が上がるということですので、そこで3%上がれば、どうしても介護保険料も上げるようなことになるので、この交付金があると、それを下田市は来るとおりに使わないで、基金にして3年間同じ介護料にしたいという考えでならして使いたいということで、こういう条例を出させていただいているわけとございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番、3回目です。

1番（沢登英信君） 1,570万円1,000円のうち、ほとんど.....失礼しました。1,344万円が3%の介護従事者への引き上げで充てられるということがわかりました。もしわかりましたら、この現時点におきます下田市の介護事業における従事者数等がわかりましたら、また後ほど明らかにしていただきたいというぐあいに思います。

そうしますと、3年間積んでおこうと、介護保険料を引き上げざるを得なくなる状況が来るかもしれないからと、こういうことですが、1,344万円というのは3年間の積算ですよ。1年間じゃないですよ。3年間でこれだけ引き上げられるということなのか、数字が1年間で3%がこれだけ引き上がるのかということと、結局これが当面は3%の引き上げについて国が交付金を出して、一定の手当てをするけれども、これが3年が過ぎますと、国はこの制度の適用をなくしてしまうわけですので、何らかの努力でこの財政的な解決を図らなければならない、こういうことになるかと思うわけです。サービスを切るか、あるいは保険料を上げるかと、こういうことになるかと思うんですけれども、3年先のことまではなかなかわからないよという点もあるのかもしれませんが、ここでの一定の方向づけといたしますか、議論というのはしていかなければならないと思うわけですが、どういう見解で現在立たれているか、その点もあわせてお尋ねしたいと思います。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） ちょっと説明が悪いようではありますが、約1,344万円この部分は、先ほども説明したと思いますけれども、国のほうから来るお金の総額でして、3%の総額ですね。この金額は、最初の年は100%、2年目に50%ということが言われていますので、1年半分しか来ていないということです。あと1年半分はもう保険料でやりなさいということです。これは3で割って2を掛けると1年分が出るような感じになりますけれども、400万円ちょっとになりますかね。そういう金額がここに出てきているわけです。

それと、プラスそれが保険料の緩和分と、保険料が高くなるから軽減する分と、そして先ほどの広報等の分ということで合計が1,500万円ちょっとの数字になると。

〔発言する者あり〕

健康増進課長（藤井恵司君） 1,343万9,000円と163万円です。合計1,507万円。

〔発言する者あり〕

健康増進課長（藤井恵司君） それの合計が1,340万円ということですね。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

10番。

10番（大黒孝行君） これ即決でしたね。委員会にかからないので聞きますが、今の課長の説明も少しあれなんです。1期、2期、3期、2,800万円、2,600万円……すみません。保険基準額が2,800円から2,600円になって3,200円になって、今回の第4期は2,750円に減額

をされるんですよね、保険料は。だから、ここの第1号の読み方は、この全国的に3%介護従事者の改善のために3%あれを上げましょうと、そういうことに起こる保険料の増額分の負担を軽減しますよという、まずそういう考えでいいんですか。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） そういう考えでございますけれども、要するに、介護保険従事者の賃金が上がると介護保険料が多くなるということです。そのために、その部分は緩和すると、国のほうで見ましょと、だけれども3年間全部じゃなくて1年半見ましょとということでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） 委員会付託だということで、また詳しくやりますが、私が今言ったことは、保険料を被保険料、保険料を上げなければならない環境になった場合に、それに対する補てんだと。だけれども、下田市は既に第4期のシミュレーションでは2,750円に下げるという関係になっていますので……

〔「それは改正がなければ、もっと下がるんです。下がる額がもっと大きくなります」発言する者あり〕

10番（大黒孝行君） そういうことで、すみません。終わります。

当局よりこっちの説明がわかった。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第5号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後1時0分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第6号～議第13号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により議第6号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第

10号)、議第7号 平成20年度下田市公共用地取得特別会計補正予算(第1号)、議第8号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)、議第9号 平成20年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)、議第10号 平成20年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議第11号 平成20年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議第12号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第4号)、議第13号 平成20年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)、以上8件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長(土屋徳幸君) それでは、私のほうからは議第6号から議第12号までの各補正予算につきまして一括してご説明いたしますので、お手元にピンク色の補正予算書と補正予算の概要をご用意いたします。

まず、議第6号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第10号)についてご説明いたします。

このたびの補正の主なものは、調定減に伴う市たばこ税の減額、景気低迷による各種交付金の減額、生活保護、医療扶助、介護給付費、災害復旧事業等の各事業の精算や事業費の減による増減補正と、それから地域活性化生活対策臨時交付金の活用による車両購入等及び定額給付金関連の増額補正でございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

歳入の補正でございます。

第1条の歳入歳出の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,032万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億5,331万8,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりまして後ほどご説明をさせていただきます。

次に、第2条の債務負担行為の補正でございますが、6ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正変更は、社会福祉法人伊豆つくし会施設整備元利償還金補助金は、借り入れ利率の確定及び借り入れ時期の変更に伴う変更で、期間は変わらず、限度額において補助予定額を256万6,000円減額の6,544万2,000円の範囲内とし、平成24年度予算計上額を182万1,000円減額の805万円とするとともに、平成21年度以降において支払う額を74万5,000円減額の5,739万2,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、1ページに戻っていただきまして、第3条の地方債の補正であります。内容は7ページに飛んでいただきたいと思ひます。7ページをお開きください。

第3表 地方債補正変更は6件でございますが、焼却炉改良事業、市営造林事業、県営下田港湾改修事業、公共道路橋梁施設・河川災害復旧事業は、それぞれ事業費が確定したことによる限度額の減額で、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

全国瞬時警報システムいわゆるJ - A L E R T整備事業は、地域活性化緊急安心実現総合対策交付金の活用により起債を取りやめ、市民文化会館整備事業は地域活性化生活対策臨時交付金の活用により起債を取りやめたものでございます。

恐れ入りますが、再び1ページに戻っていただきまして、第4条の繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、8ページの第4表 繰越明許費をごらんいただきたいと思ひます。

第4表 繰越明許費に記載のとおり、2款総務費1項総務管理におきましてハイブリッド公用車1台の購入で288万6,000円、同9項情報政策費のネットワーク推進事業の庁内LAN用パソコン購入で946万1,000円、4款衛生費3項清掃費のごみ収集車両購入1台分の905万1,000円、8款消防費1項消防費は、消防ポンプ自動車整備事業の消防ポンプ車1台の購入で2,012万4,000円をそれぞれ国の平成20年度第2次補正予算の地域活性化生活対策臨時交付金により対応することとなり、年度内執行が困難なため繰り越し、2款総務費1項総務管理費の定額給付金給付事務の事務費で全体事務費の1,731万5,000円のうち1,385万2,000円、同じく定額給付金給付事業の給付金4億454万4,000円、3款民生費3項児童福祉費の子育て応援特別手当交付金交付事務の事務費で全体事務費の49万6,000円のうち19万3,000円、同じく子育て応援特別手当交付金交付事業の交付金で1,033万2,000円は、それぞれ国の平成20年度第2次補正予算の緊急経済対策の生活対策により対応するものでありまして、これも年度内執行が困難なため繰り越すものでございます。

それでは、歳入歳出予算の款項の主な内容につきましてご説明いたしますので、ピンク色の補正予算の概要の2ページをお開きいただきたいと思ひます。

初めに、歳入でございますが、企画財政課関係といたしましては、4款1項1目配当割交付金の500万円の減額、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金の600万円の減額、6款1項1目地方消費税交付金の2,000万円の減額は、それぞれ経済状況の悪化に伴う見込みによるもの、15款2項7目国庫地域活性化緊急安心実現総合対策交付金は12月に補正されたものでありまして、補正額はゼロであります。交付金の充当事業の充当額の変更による組み替えで

ございます。同 2 節国庫地域活性化生活対策臨時交付金は 1 億660万9,000円の追加で、政府の第 2 次補正予算により地域再生や生活対策にのっとった事業に対する交付金で、主な充当事業は先ほど繰越明許費の説明で触れさせていただいたとおりでございます。

18款 1 項 2 目総務費寄附金は15万円の追加で、市外在住者からのふるさと応援基金として寄附金を受け入れるもの、21款 4 項 3 目基幹系電算システム統合調査受託料は660万円の減額で、河津町負担分の減額、21款 5 項 4 目雑入は21万3,000円の追加で、下田ワイワイ実行委員会解散清算金を受け入れるもの、22款 1 項 1 目地域防災対策債は370万円の減額で、先ほどの地方債の補正で申し上げた地域活性化緊急安心実現総合対策交付金の活用により起債を取りやめたもの、同 2 目清掃債は10万円の減額で、事業費の内訳の調整による端数調整、同 3 目林業債の20万円の減額、同 4 目港湾債の90万円の減額は、それぞれ事業費の確定によるもの、同 5 目市民文化会館債の3,370万円の減額は、地域活性化生活対策臨時交付金の活用により起債を取りやめたもの、同 7 目現年発生補助災害復旧事業債の170万円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

続いて、総務課関係では、15款 2 項 7 目国庫・定額給付金給付費は 4 億1,959万6,000円の追加で、定額給付金給付事務費の補助金として1,505万2,000円、給付金として 4 億454万4,000円を受け入れるもの、16款 3 項 6 目権限移譲事務交付金は32万1,000円の追加で、昨年 9 月より権限移譲された旅券発行事務に関する交付金を受け入れるものであります。

4 ページをお願いいたします。

税務課関係では、1 款 4 項 1 目市たばこ税現年課税分は1,000万円の減額で、調定減の見込みによるもの、16款 3 項 1 目県費徴税費委託金は39万円の減額で、実績によるものでございます。

続いて、市民課関係でございますが、14款 2 項 1 目戸籍住民基本台帳手数料は70万円の減額で、住民票、印鑑証明手数料の見込み減によるもの、15款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費委託金は 4 万4,000円の追加で、外国人登録事務及び人口動態事務委託金の確定によるもの、同 3 節裁判員制度事務委託金は25万2,000円の減額で、委託金の額の確定によるものでございます。

続いて、福祉事務所関係では、13款 2 項 1 目社会福祉費負担金は197万6,000円の減額で、老人ホーム入所者の減によるもの、15款 1 項 1 目国庫社会福祉負担金は1,514万6,000円の減額で、補正内容欄に記載のそれぞれの給付費の見込みによるもの、同 9 節国庫生活保護費等負担金の3,008万1,000円の減額は、医療扶助費の減額見込み及び保護費返還金の収入見込み

に伴うものでございます。

同 2 項 1 目 1 節社会福祉費補助金は19万2,000円の減額で、補正内容欄記載の障害程度区分事務費及び地域生活支援事業費はそれぞれ事業費の減によるもの、地域福祉等推進特別支援事業費の60万円の追加は、災害時要援護者支援対策用の地図の作成事業の補助金でございます。

6 ページをお願いいたします。

同 5 節国庫子育て応援特別手当交付金は1,060万1,000円の追加で、事務費の交付金は26万9,000円、交付金は1,033万2,000円を受け入れるものでございます。

16款 1 項 1 目県費社会福祉費負担金は690万円の減額で、補正内容欄に記載のそれぞれの給付の増減見込みによるものでございます。

同 7 節県費生活保護費負担金は427万4,000円の減額で、医療扶助費の減に伴うもの、同 2 項 2 目社会福祉費補助金は27万5,000円の追加で、重度心身障害児（者）医療費の増で125万円の追加、その他地域生活支援、地域福祉等推進特別支援事業費の減でございます。

18款 1 項 3 目社会福祉費寄附金は61万8,000円の追加で、ほのぼの福祉基金への寄附金を受け入れるもの、21款 5 項 4 目保護費返還金は506万4,000円の追加で、27件の返還金を受け入れるものでございます。

続きまして、健康増進課関係では、13款 2 項 2 目保険衛生費負担金は39万2,000円の減額で、小児救急医療未実施に伴う各町負担金の減でございます。

15款 1 項 1 目国庫・保険基盤安定負担金は78万4,000円の追加で、特定世代の軽減額確定に伴うもの、15款 1 項 2 目国庫・保健衛生費負担金は18万2,000円の減額で、健康増進事業補助金への組み替えによるもの、同 3 項 2 目国庫・社会福祉費委託金は168万1,000円の減額で、国民年金事務費の確定によるもの、16款 1 項 1 目県費・保健基盤安定負担金は1,356万8,000円の減額で、補正内容欄記載のそれぞれの負担金の額の確定によるもの、同 2 目県費・保健衛生費負担金は18万2,000円の減額で、健康増進事業補助金への組み替えによるものでございます。

8 ページをお願いします。

同 2 項 3 目県費・保健衛生費補助金は71万円の減額で、補正内容欄の健康づくり総合支援事業19万2,000円は、生活習慣病対策事業を実施するもの、小児救急医療施設運営事業の109万8,000円の減額は、事業未実施によるもの、健康増進事業の19万6,000円は、健康増進法に基づく事業費補助金でございます。

続いて、環境対策課関係では、15款2項2目国庫・循環型社会形成推進交付金は26万6,000円の減額で、浄化槽設置実績に伴うもの、同3目県費・環境対策費補助金は27万2,000円の減額で、補正内容欄記載のそれぞれの事業費の確定によるもの、17款2項2目その他物品売払代は400万円の減額で、アルミプレス品及び混合プレス品の売却額の減少によるもの。19款1項6目水道事業会計繰入金は5万円の減額で、浄化槽設置実績によるものでございます。

続いて、観光交流課関係では、16款2項5目県費・観光施設整備補助金の60万円の減額及び18款1項7目観光施設整備費寄附金の57万4,000円の減額は、爪木崎公衆トイレ整備事業の事業費の確定によるものでございます。

続きまして、建設課関係でございますが、14款1項6目住宅使用料は、補正額はございませんが、財源充当事業の変更で住宅維持管理事業から起債償還元金に変更するもの、15款1項3目国庫・土木施設災害復旧事業は338万8,000円の減額で、補正内容欄記載の公共災害の事業費の確定によるもの、18款1項4目住宅費寄附金は2万7,000円の減額で、柿崎、腰越ほか4カ所の急傾斜地崩壊対策事業の事業費の確定に伴い、受益者の寄附金が減額となったものでございます。

続いて、学校教育課関係では、15款2項4目国庫・小学校費補助金の2万5,000円の追加、同2節国庫・中学校費補助金の2万5,000円の追加は、要保護児童・生徒援助費として修学旅行費の補助金でございます。

18款1項5目の教育費寄附金5万円の追加で、市外在住者からふるさと納税の寄附金の受け入れでございます。

続いて、10ページをお願いいたします。

生涯学習課関係では、17款2項2目郷土読本売払代は35万円の減額で、下田市資料編「原始・古代・中世」の売却が望めなくなったことに伴うものでございます。

続いて、歳出でございますが、12ページをお開きください。

議会事務局関係では、1款1項1目0001事業、議会事務は85万8,000円の減額で、補正内容欄記載のとおり不用額でございます。

続いて、企画財政課関係では、2款1項7目0240事業、地域振興事業は70万円の減額で、補正内容欄記載の第4次下田市総合計画策定アドバイザー業務委託は、合併協議中により策定を見送ったことによる不用額で50万円の減額が主なものでございます。同0250事業、合併対策事業の2,583万2,000円の減額は、基幹系電算システム統合調査委託が未執行となったこと



とによる不用額で2,022万円の減額、南伊豆地区1市3町合併協議会負担金は、決算見込みによる不用額の561万2,000円の減額でございます。

同19目0400事業、歴史的まちなみ景観整備基金は21万3,000円の追加で、歳入で申し上げた下田ワイワイ実行委員会精算金を同基金に積み立てるもの、同20目0405事業、ふるさと応援基金は15万円の追加で、市外在住者からの寄附金を積み立てるもの、同9項1目0910事業、電算処理総務事業は1,011万9,000円の減額で、補正内容欄記載のそれぞれの委託料の確定による不用額が主なものでございます。同0920事業、ネットワーク推進事業は946万1,000円の追加で、繰越明許費で申し上げた地域活性化生活対策臨時交付金により市内LAN用パソコン100台の更新及び処分費等でございます。同9201事業、行政情報化推進事業の31万5,000円の減額は、LWAN用LANケーブル架設費の不用額。

次の12款1項1目予備費は452万5,000円の追加で、歳入歳出調整額でございます。

続いて、総務課関係では、2款1項3目0140事業、行政管理総務事務は279万9,000円の追加で、これも繰越明許費で申し上げた地域活性化生活対策臨時交付金により、ハイブリッド車車両1台の購入関連経費で288万6,000円の追加及び庁用備品の8万7,000円の減額は、入札差金でございます。

同6目0142事業、庁舎管理事業は21万6,000円の減額で、高熱水費等で27万円の追加、アスベスト分析業務委託は入札差金の48万6,000円の不用額、同0220事業、施設管理事業は3万円の減額で、庁用備品購入の不用額であります。

同21目0440事業、定額給付金給付事務は1,505万2,000円の追加で、補正内容欄記載のとおり時間外手当で300万円、臨時雇い賃金の4人の6カ月分で384万円、郵便料等役務費で526万円等で総額1,731万5,000円のうち1,385万2,000円を平成21年度に繰り越し、同0445事業、定額給付金給付事業は4億454万4,000円の追加で、この定額給付金も全額平成21年度に繰り越すものでございます。

続きまして、税務課関係では、2款2項2目0470事業、市民税課税事務は57万4,000円の減額で、アウトソーシングを自己処理とした不用額、同0471事業、資産税課税事務は26万円の減額で、印刷製本の不用額、同0472事業、市税徴収事務は140万円の減額で、補正内容欄記載の不用額でございます。

続きまして、14ページをお願いします。

市民課関係では、2款8項1目0860事業、地域防災対策総務事務は53万2,000円の減額で、地域防災計画国民保護計画の印刷製本不用額、同0862事業、防災用機材管理整備事業は70万

円の減額で、J - A L E R T整備事業の工事差金、8款1項1目5880事業、下田地区消防組合負担金は1,488万2,000円の追加で、各構成市町の地域活性化生活対策臨時交付金の活用による高規格救急車購入負担金の下田市負担金の計上でございます。

同2目5810事業、消防団活動推進事業は35万4,000円の減額で、消防団員報酬の21万8,000円の減額は、人員の減による不用額、賀茂支部負担金は、実績に伴う不用額でございます。同5861事業、消防ポンプ自動車整備事業の2,012万4,000円の追加は、これも繰越明許費で申し上げた地域活性化生活対策臨時交付金の活用による消防ポンプ自動車1台購入の関連経費でございます。

続きまして、福祉事務所関係では、3款1項2目1051事業、特別障害者手当等支給事務は179万5,000円の減額で、受給者の減によるもの、同1052事業、在宅身体障害者（児）援護事業は550万円の減額で、自立支援医療費から重度心身障害者医療費への組み替えによるもの、同1953事業、地域生活支援等事業は158万円の減額で、支援事業の減によるものが主なものでございます。同1061事業、障害認定調査等事務の8万4,000円の減額は、事業未実施による不用額、同3目1103事業、知的障害者（児）施設等対策事業は185万4,000円の減額で、債務負担でも申し上げたとおり、補助金の確定による減額、同5目1120事業、障害福祉サービスは1,980万1,000円の減額で、補正内容欄記載のそれぞれの事業費の実績見込みによるものでございます。

同6目1150事業、ほのぼの福祉基金は61万8,000円の追加で、6件の寄附金の積み立て、同2項1目1201事業、老人福祉施設入所措置事業は160万5,000円の減額で、決算見込みによる不用額でございます。

同3項1目1454事業、次世代育成支援対策推進事業は174万3,000円の減額で、事業費の確定による不用額、同10目1740事業、子育て応援特別手当交付金交付事務は16万9,000円の追加で、時間外手当、消耗品費等事務費の追加で、総額49万6,000円のうち19万3,000円を平成21年度へ繰り越すものでございます。同1741事業、子育て応援特別手当交付金交付事業は1,033万2,000円の追加で、特別手当交付金であり、全額平成21年度へ繰り越すものでございます。

同4項1目1751事業、生活保護費支援事業は3,504万4,000円の減額で、医療扶助費の減少によるものでございます。

続きまして、健康増進課関係では3款7項1目1902事業、保険基盤安定繰出金は740万6,000円の減額で、特定世帯軽減額の確定に伴うものでございます。

続きまして、16ページをお願いします。

同9項1目1965事業、後期高齢者医療会計繰出金は976万9,000円の減額で、低減保険料の確定によるもの、4款1項4目2061事業、第2次救急医療事業は164万7,000円の減額で、小児救急医療施設運営事業未実施に伴う不用額、同5目2080事業、共立湊病院組合負担事務は88万4,000円の減額で、負担金の額の確定によるものであります。

続きまして、環境対策課関係では、4款3項3目2280事業、ごみ収集事務は300万円の減額で、古紙処理委託料の確定によるもの、同2281事業、ごみ収集車両管理事業は905万1,000円の追加で、地域活性化生活対策臨時交付金の活用によりパッカー車1台を購入するものでございます。平成21年度に全額繰り越すものでございます。

同7目2380事業、環境対策事務は40万1,000円の減額で、突発的水質検査委託の入札差金、同2383事業、環境美化推進事業は1万4,000円の減額で、県費補助金の確定に伴う調整額、同2384事業、浄化槽設置整備事業は104万6,000円の減額で、浄化槽設置基数の確定による不用額でございます。

続いて、産業振興課関係では、5款2項2目3400事業、市営分収林事業は21万2,000円の減額で、事業委託料の不用額、同4項4目3880事業、田牛地区排水処理施設管理事業は9万円の追加で、公的資金保証金免除繰上償還金の補てんでございます。

続いて、観光交流課関係では、6款2項1目4220事業、観光総務事務は62万2,000円の減額で、事業見直しによる不用額、同3目4355事業、爪木崎水仙園整備事業の11万5,000円の減額、同5目4400事業は、爪木崎公衆トイレ整備事業の107万5,000円の減額は、それぞれ事業費の確定による不用額でございます。

続いて、建設課関係では、7款2項3目4605事業、県単道路整備事業負担事務は51万8,000円の減額で、事業費の確定によるもの、同3項1目4880事業、河川維持事業は10万4,000円の減額で、平成19年度事業費の確定に伴うもの、同4項1目5101事業、県営港湾事業負担事務は125万円の減額で事業費の確定によるもの、同5項4目5250事業、都市公園維持管理事業の12万円の減額は、補正内容欄記載の振興公社施設管理委託の97万5,000円の追加は、燃料重油の値上がりによるもの、一方、下田公園法面改修工事は入札差金の減額となっているものでございます。同5300事業、下田公園（あじさい関連）整備事業は17万円の減額で、あじさい補植工事の不用額が主なものでございます。

続いて、18ページをお願いします。

同7目5470事業、公共用地取得会計繰出金は2,477万円の追加で、長期繰替運用の是正を

図るため、同 6 項 1 目5500事業、下水道会計繰出金は300万円の追加で、下水道使用料減収補てん分、同 7 項 1 目5600事業、市営住宅維持管理事業は19万8,000円の減額で、住宅用火災報知器設置工事費の不用額が主なものでございます。

7 款 7 項 3 目5630事業、急傾斜地対策事業の10万円の減額は、事業費の確定によるもの、10款 2 項 1 目7302事業、公共河川災害復旧事業（6月22日災）は244万1,000円の減額で、山畑川ほか 5 河川の工事費の確定によるもの、同 2 目7354事業、公共道路橋梁施設復旧事業（6月22日災）の292万円の減額は、市道上大沢線ほか 2 路線の工事費の確定に伴うものでございます。

続いて、学校教育課関係では、3 款 3 項 8 目1730事業、子育て支援基金は500万円の追加で、地域活性化生活対策臨時交付金の活用により、今後の子育て支援センターの建設財源として子育て支援基金に積み立てるもの、9 款 1 項 5 目6040事業、教育振興基金は 5 万円の追加で、ふるさと納税の寄附金を積み立てるものでございます。

続いて、生涯学習課関係では、9 款 8 項 1 目6901事業、市民文化会館整備事業は870万円の減額で、地域活性化生活対策臨時交付金を活用した調光操作卓改修工事の入札差金でございます。

以上で、議第 6 号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第10号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第 7 号 平成20年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

補正予算書の55ページをお開きください。

第 1 条の歳入歳出の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,477万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,017万円とするものでございます。

第 2 項の歳入歳出補正の款項の主な内容につきましては、説明資料にて説明させていただきますので、ピンク色の補正予算の概要の20ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、2 款 1 項 1 目一般会計繰入金は2,477万円の追加で、一般会計でご説明した長期繰替運用の是正のための一般会計からの繰出金を受け入れるものでございます。

続いて、下段、歳出でございますが、2 款 1 項 1 目8210事業、土地開発基金繰出金は同額の2,477万円の追加で、基金への積み立てでございます。

以上で、議第7号 平成20年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第8号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

補正予算書の67ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,078万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,513万9,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりまして説明させていただきますので、ピンク色の補正予算の概要の22ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、3款1項1目国庫・療養給付費等負担金・現年度分は112万2,000円の減額で、保険基盤安定負担金の減額によるもの、同2目国庫・高額医療費共同事業負担金は80万8,000円の減額で、同共同事業への拠出額の確定によるもの、同2項1目国庫・財政調整交付金・普通調整交付金の23万1,000円の減額及び6款1項3目県費・財政調整交付金・普通交付金の18万9,000円の減額は、保険基盤安定負担金の減額に伴うもの、同2項1目県費・高額医療費共同事業負担金の80万8,000円の減額、7款1項1目高額医療費共同事業交付金・現年度分の809万円の追加、同2目保険財政共同安定化事業交付金・現年度分の1,326万2,000円の追加は、それぞれの事業費の確定によるもの、9款1項1目保険基盤安定繰入金は740万6,000円の減額で、補正内容欄記載の特定世帯のそれぞれの軽減額の確定に伴うものでございます。

続いて、下段、歳出でございますが、7款1項1目8470事業、高額療養費共同事業医療費拠出金の323万5,000円の減額、同2目8471事業、保険財政共同安定化事業拠出金の769万6,000円の減額は、それぞれ事業費の確定に伴うもの、9款1項1目8490事業、国民健康保険診療報酬支払準備基金は2,000万円の追加で、支払準備基金への積立金、12款1項1目国民健康保険予備費は171万9,000円の追加で、歳入歳出調整額であります。

以上で、議第8号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第9号 平成20年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

予算書の83ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,507万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,554万6,000円とするもの  
でございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりま  
して説明させていただきますので、補正予算の概要の24ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、3款2項5目国庫介護従事者処遇改善臨時特例交付金は  
1,507万1,000円の追加で、さきの議第5号 下田市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の  
制定についてで説明のありました介護報酬の改定に基づく交付金を受け入れるものでござい  
ます。

続いて、下段、歳出でございますが、6款1項2目9385事業、介護従事者処遇改善臨時特  
例基金積立金は同額の追加で、受け入れた交付金を同基金へ積み立てるというものでござい  
ます。

以上で、議第9号 平成20年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わ  
らせていただきます。

続きまして、議第10号 平成20年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に  
ついてご説明いたします。

補正予算書の95ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,644  
万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,655万9,000円とするも  
の  
でございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、補正予算の概要にてご説明い  
たしますので、補正予算の概要の26ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料・現年度分は  
2,670万2,000円の減額で、減免額の確定によるもの、同2目後期高齢者医療普通徴収保険  
料・現年度分は1,003万円の追加で、特別徴収から普通徴収への移動に伴う調定増によるも  
の、3款1項1目事務費繰入金は13万円の減額で、人件費の減に伴うもの、同2目保険基盤  
安定繰入金は963万9,000円の減額で、軽減税額の確定によるものでございます。

続いて、下段、歳出でございますが、1款1項1目8700事業、後期高齢者医療総務事務は  
13万円の減額で、人件費の減、2款1項1目8750事業、後期高齢者医療広域連合納付金は  
2,631万1,000円の減額で、補正内容欄記載のとおり納付額の確定によるものでござい  
ます。

以上で、議第10号 平成20年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第11号 平成20年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の109ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の増額に歳入歳出それぞれ499万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,636万9,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、補正予算の概要にて後ほどご説明いたします。

第2条の地方債で、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債は、112ページをお開きください。

第2表 地方債は、田牛地区漁業集落環境整備事業（公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債）で、現行6.6%の高利の起債を低利のものに借りかえるもので、限度額は490万円、記載の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算の款項の主な内容についてご説明いたしますので、補正予算の概要の28ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、3款1項1目一般会計繰入金は9万円の追加で、公的資金補償金免除繰上償還金の端数の補てんによる繰入金であります。

6款1項1目集落排水事業債は490万円の追加で、公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債でございます。

続いて、下段、歳出でございますが、2款1項1目9008事業、起債元金償還事務は499万円の追加で、繰上償還元金でございます。

以上で、議第11号 平成20年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第12号 下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

補正予算書の123ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ720万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,483万8,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、補正予算の概要にて後ほど説明いたします。

第2条の繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は126ページの第2表 繰越明許費に記載のとおり、2款事業費1項事業費におきまして事業名、下田浄化センター等更新事業1,000万円を年度内に完了できる見込がないため繰り越すものでございます。

それでは、歳入歳出予算の款項の主な内容についてご説明いたしますので、補正予算の概要の30ページをお開きください。

2款1項1目下水道使用料は1,020万円の減額で減収見込みによるもの、5款1項1目一般会計繰入金は300万円の追加で、使用料の歳入不足見込み分の補てんでございます。

続いて、下段、歳出でございますが、1款2項2目8820事業、下水道施設管理事業は445万4,000円の減額で、補正内容欄記載のそれぞれの事業費の確定による不用額、3款1項2目8860事業、下水道起債利子償還事務は103万7,000円の減額で、平成20年9月繰上償還による利子の確定による減額となるものでございます。

4款1項1目下水道予備費は170万9,000円の減額で、歳入歳出調整額でございます。

以上で、議第6号から議第12号までの7件の補正予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 上下水道課長。

上下水道課長（滝内久生君） それでは、水道事業会計の補正予算についてご説明申し上げます。

お手元の水色の水道事業会計補正予算書のご用意をお願いいたします。

議第13号 平成20年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

補正（第3号）の主な内容は、収益的収入及び支出におきまして、収入で観光の低迷、人口の減少等による給水収益の減額と支出で総排水量の減に伴う動力費及び薬品費の減額と水質検査、浄水場管理業務委託料の入札差金分の減額が主なものでございます。

1ページをお開きください。

第1条でございますが、平成20年度下田市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、業務の予定量でございます。平成20年度下田市水道事業会計予算、第2条を次のとおり補正するものとしたしまして、第2号、年間排水量530万6,000立方メートルを523



万6,000立方メートルに、第3号、1日平均配水量1万4,537立方メートルを1万4,345立方メートルに改めるものでございます。

第3条は、収益収入及び支出でございます。予算第3条を次のとおり補正するものとしたしまして、収入で、1款水道事業収益を1,050万円減額し6億9,580万円に、1項営業収益を1,050万円減額し6億7,679万9,000円とするものでございます。

支出で、1款水道事業費用を1,055万円減額し6億7,401万6,000円に、1項営業費用1,055万円減額し5億3,754万円とするものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

2ページ、3ページをお開きください。平成20年度下田市水道事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入で、1款水道事業収益7億630万円を1,050万円減額し6億9,580万円に、内訳といたしまして1項営業収益1,050万円の減額は、先ほど申し上げましたように、観光の低迷、人口減等による給水収益の減により補正するもので、内容といたしまして、1目給水収益を同額減額するものでございます。

支出といたしまして、1款水道事業費用6億8,456万6,000円を1,055万円減額し、6億7,401万6,000円とするもので、内訳といたしまして1項営業費用1,055万円の減額は、1目原水及び浄水費で総水量の減に伴う動力費、薬品費の減額、水質検査、浄水場管理業務の入札差金の減額、2目配水及び給水費で給水量の減に伴う動力費の減額によるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

平成20年度下田市水道事業会計資金計画でございます。

受入資金は971万3,000円減額し10億9,215万6,000円に、支払資金は1,055万円減額し10億3,360万1,000円となり、この結果、年度末における資金残高は5,855万5,000円を予定するものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

平成20年度下田市水道事業会計予定貸借対照表でございます。

補正(第2号)の予定貸借対照表に補正(第3号)の補正予定額を増減したもので、6ページの末尾に記載してありますように、資産合計は62億9,078万3,000円となるものでございます。

7ページ末尾に記載してありますように、負債資本合計は62億9,078万3,000円となり、さ

きの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

8ページをお開きください。

平成20年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。

1の営業収益6億5,831万円から2の営業費用5億2,872万1,000円を差し引きますと、営業利益は1億2,958万9,000円となるものでございます。

次に、3の営業外収益457万1,000円から営業外費用1億2,408万5,000円を差し引きますと、マイナス1億1,951万4,000円となり、この結果、経常利益は1,007万5,000円で、これに5の特別利益1,000円を加え、6の特別損失500万円と予備費300万円を差し引きますと当年度純利益は207万6,000円を予定するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第13号 平成20年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(増田 清君) 議第6号から議第13号までについて当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第6号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第10号)に対する質疑を許します。  
2番。

2番(藤井六一君) 若干質問をさせていただきます。

今回の補正の一番大きいのは、地域活性化生活対策臨時交付金の1億660万円でしょうか、この件について質問をさせていただきます。

まず、質問に入る前に、この交付金の性格といいますか、その点について第1点伺いたいと思います。それを伺ってから、次の質問をしたいと思います。

議長(増田 清君) 企画財政課長。

企画財政課長(土屋徳幸君) 今回の補正の最大の目玉といいますか、そういった意味では地域活性化生活対策臨時交付金1億660万9,000円の関係でございます。この交付金の位置づけといいますか、性格というご質問でございますが、ご案内のとおり、この平成20年度、国はいろいろな緊急経済対策を実施してきたわけでございます。そういった意味では、地域の産業の経済の活性化をねらうために、臨時の交付金を交付いたしまして、地域の活性化の経済の活性化に資するようということでの目的で交付金が出されたものと理解しております。

議長(増田 清君) 2番。

2番(藤井六一君) そういう目的で補正予算を組まれたのかなと思いますけれども、これ

を見ますと、8項目予算化されております。1つずつ挙げてみますと、環境対策課の関係でバグフィルターの交換、それから市民文化会館の調光操作卓の更新事業、消防組合の高規格救急車購入費、消防団のポンプ車両購入費、それからごみ収集のパッカー車の購入費、ハイブリッド車購入費、それから庁内のパソコン、LAN用のパソコン、それから子育て支援のための基金、このようになっております。

これを見まして、地域の活性化と何かちょっとずれているような、見ようによってはほど遠いものがあるかと思えますけれども、その点、どういう観点でこういう選択をされたのか、まず1点。

それから、このバグフィルター交換、調光操作卓更新、こういう事業が入っているんですけども、この交付金を申請するに当たって、これは事業計画なり何なりを添付して申請されているんじゃないかと思いますが、その辺の申請の経過と申しますか、方法と申しますか、その辺について説明をお願いしたいと思います。まず、その2点。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（土屋徳幸君） 大きくくりでいいまして、先ほどのご質問に答弁させていただいた、地域の経済活性化という部分での一つのこの交付金の交付目的というものについてご説明をさせていただきまして、ご案内のとおり、政府と申しますか国は、この低迷した経済状況の中で地域の経済の活性化ということの中での一連の経済対策の手を打ってきたわけでございます。そういう中において、第1弾といたしまして、緊急安心実現総合対策という名目で既に交付金を交付したわけでございますが、今回その後に引き続いて12月20日の第2次補正予算の閣議決定に基づきまして、いわゆる地方再生戦略の趣旨に合ったものというような位置づけを全体の大枠では地域経済活性化の枠組みの中で、今回の第2弾といたしましては、地方再生戦略の趣旨に合った事業に対して交付金を交付しますよという部分での今回の交付金でございます。

そういった意味では、我々今回交付、財源充当させていただいたものについては、国といたしましては確かにそういう目的ということでの位置づけはされていますが、この地方再生戦略というのは、非常に対象となる範囲が広い状態でございます。今回の交付上に制約を設けるといことは特にしておりません。そういった意味では、何でも使ってくださいという広い意味での地方再生の位置づけを持ったもので、広い意味での活用方法ということでの位置づけになっておるところでございます。

そういった意味では、先ほど申し上げたとおりの趣旨の中で、我々といたしましては、こ

の充当させていただいた事業それぞれがその再生の目的に沿ったものという理解の中で配当をさせていただいたというところでございます。

それから、第2点目の申請といいますと、どういうあれかわかりませんが、8件の事業がございます。そのうちのバグフィルターの交換と調光操作卓につきましては、12月の段階で補正等をさせていただきまして、そして、それぞれの財源として活用を充当させていただいたというところでございます。高規格救急車以降につきましては、その後の事業計画等々によりまして、来年度の事業のほうに繰り越しをさせていただくと、要するに3月まで、この交付金の国の補正は、今年度20年度の補正事業でございます。そういった意味では、この緊急下の中で3月までに全体的に執行するのはなかなか難しいという部分もございますので、それぞれ残り事業については、今回の補正に計上させていただいて、21年度に執行させていただくと、そういうような形での対応をとらせていただくということでございます。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） このバグフィルター、それから調光操作卓事業、今ご説明いただきましたように、確かに既に終わった事業ですね。内容を見ますと、市債の振りかえですね。緊急ということでいただいている交付金が、市債の振りかえに終わってしまったということですよ。私ども、日にちを忘れましてけれども、4人の議員が市長室に経済緊急対策ということで請願をいたしました。請願というか、要望いたしました。そして、その後日、産業厚生委員会で市内の各団体との聞き取りといいますか、意見交換といいますか、そういうものを経て、やはり市長のところには緊急経済対策、何とか市内経済の何とかならないかということで要望いたしました。そうしたものが全くこれ反映されていないということですね。それで、せっかく国から1億円のお金が下りてきたのに、借金返済に回っている。このバグフィルター、それから市民会館の操作卓、既に終わっているんです、この2つとも。1つが3,400万円ですか、1つが2,300万円、1億円のうち5,700万円、約6,000万円がこの借金返済に使われているんですよ、この重大な時期にですね。何か少しおかしいんじゃないですか。何か我々がばかにされたようで、議員が何の答弁をしているんだというような、何かそんなような感じさえ受けますよ、こういうのを見せられますと。

このパソコンの端末も既に入っているんじゃないですか、それも。それは分かりませんけれども、既にもう購入済みじゃないですか、このパソコン、庁内。

それから、ハイブリッド車、この購入、これは時期をちょっと間違っているんじゃないですか。今、下田市にこういう車を買う、そういう余裕があるんでしょうか。何で見たのか記

憶がありませんけれども、庁用車はできるだけやめて自転車にすると、そういうようなのが予算編成方針か何かを書いてあった、何かそんなような記憶がありますけれども、自転車に切りかえようとしているときに、国から棚ぼた式に交付金がおりてきたから、じゃ、ハイブリッド車買おうか、何か安易過ぎるんじゃないでしょうか。

高規格救急車、これは今年の8月ごろだったでしょうか。消防組合のほうで申請をして補助が見つからないということで、この計画が一時流れた経過がありました。そのために今回各市町が負担をし合って、この金の中から高規格の救急車を購入しようと、これは確かにうなずけます。消防団の消防ポンプも確かにうなずけるものがあると思います。

そのほかといたしますか、大部分が何かずれているんじゃないでしょうか。そして、先ほど申請ということを僕言いましたけれども、これは1億660万円のお金があって、自由に使ってくださいよと放り投げてきた金じゃないと思いますよ。やはりそれにはそれなりの事業計画を出して、認められて、それで初めてこのお金がおりにくるという、そういう経過になるんじゃないかなと思います。

これをもしやらなければ、その分は来ないわけでしょう。実際に事業をした分だけ交付されてくるわけですね。逆に、もしこれがこのバグフィルター交換、廃棄物処理施設機能強化事業というこの額面どおりの計画書が上がって行って、それでこれに対して3,400万円の交付がついたということになった場合、この書類は偽者じゃないですか、これは。虚偽にならないですか。そして、もしそれが虚偽と認められた場合に、この交付金の返還が出てくるんじゃないですか。その辺のことを伺いたいと思います。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（土屋徳幸君） まず、1点目の今回の地域活性化生活対策臨時交付金の関係につきまして、現実にこの交付金先ほど申し上げたとおり、どういう性格の位置づけのものであるかということの中で答弁させていただきました。そういうことの中で、先ほど来申し上げたとおり、今回の交付金については、昨年12月20日の第2次補正予算の閣議決定の中で、全国で6,000億円の予算が計上されまして、先ほど言った第1回の地域活性化緊急安心実現総合対策交付金、これは皆さん方もご存じのと通りの公園整備とかなんかに充当させていただいた事業でございますが、それが260億円であったわけです。そういう意味では、同じスキームの中でこの第2次の補正が決まっているわけです。そういう状況の中で、これはそういった意味では、先ほど来申し上げているとおり、基本的には地方再生戦略の趣旨に合ったものという状況の中で、生活対策も一つの目的として位置づけられていますけれども、

最終的には要するに地方再生戦略というのは非常に幅広い設定でございますので、個々に普通の補助事業のような、いわゆる目的、用途目的がこれでなければならないというような確たる縛りはないわけでございます。

そういう中で、全体で下田市といたしましては、1億660万9,000円の枠の配分がなされたわけでございます。したがって、この1億660万9,000円のすべての交付金を有効に活用するためには、当然議員ご承知のとおり、1億660万9,000円ではぴったり以下では、当然この交付金が余るわけでございますので、これをすべて使い切るために事業費全体としては1億1,900万円程度の事業費の枠の中で、この交付金の1億660万9,000円を有効に活用させていただいている事業計画を出したわけでございます。

したがって、当然これは一般財源、不足している部分は一般財源の補てんはあります。全体では1億2,000万円ほどの事業費ですから、交付金よりも大きな事業を申請いたしまして、全体の枠の1億600万円ですか、これ全部が受け取れるように、有効に活用できるように申請をして、事業申請をしたわけです。

ですから、そして、これについては、具体的に補助事業と違って、設計を引いたりどうのこうのじゃないんです。全体の1億600万円をどういう事業に配分しているのかというような、申請書によって申請をしているわけで、何ら虚偽とか何とかはございません。

それから、誤解されているようですけれども、既にパソコンは購入しているんじゃないかというお話ですけれども、先ほど予算で説明したとおり、繰越明許の説明をしたじゃないですか。このうちの事業の残りの部分については繰越明許でやらせていただきますと、執行していないんですよ。21年度に執行する予算なんです。その辺は誤解ないようにしてください。

そういうことの中で、とりあえず何らこの制度について、何らいろいろあるような処理をしているつもりはございませんし、なおかつ地域の活性化ということでございますが、先ほど来申し上げたとおり、この事業については、10月31日以降のいわゆる第2次補正予算の閣議決定以降の事業について充当するという事業でございますので、そうしますと早くても3カ月ぐらいしかないわけです、猶予が。その間にできないから、だから来年度に繰越明許をさせていただいて使用させていただきますという方法をとっているわけです。

議員がおっしゃるとおり、まことに地域のそれこそ緊急雇用とかそういったもので、地域の経済活性化、または緊急雇用者に対応できる事業に対応できればまことにいいわけですが、残念ながら、約3カ月程度の期間では、工期を定めてやるにしても、なかなか事業が実施できないわけです。そういった意味では、我々としてはやむなくそういった意味で

は、今年度の早い時期に対応できるものとして、こういった車の購入等々を選択せざるを得ないのかなと、また、あわせて既に予算措置されている中で、財源内訳の一つとして起債に充当している部分はこの交付金を充てて、そうすることによって、起債を借りなくて済むわけです。将来負担にもなくなりますし、そういった意味では、そういう財源が将来の財源としても活用できるものになるわけです。それが経済対策に使われるかもしれませんが、それはお金の使い方として、視点として違うと思うんですね。

あわせまして、ハイブリッド車を買うことが今までの政策と逆行しているんじゃないかというお話ですが、それは全く逆でございます、電車賃のほうが高いんです、出張するのに。そのためにこの市外に出張するのに公用車が必要である。公用車で行けば、それはガソリン代はかかりますけれども、出張旅費が2,000円とか4,000円とか、その程度で済むわけですよ。そういう状況で、1人行くのに電車賃を往復何万円も使って行くよりも効率的であろうということで、今後の出張の安全性も含めて公用車の買いかえをさせていただきたいと、そういうことであります。

以上です。

議長（増田 清君） 3回目です。

関連でもう一回質問ありますか。じゃ、最後の質問してください。

2番（藤井六一君） パソコンのことについては、認識不足で申しわけございませんでした。

ただ、この今回の8項目を見ますと、子育て支援、これは読んで字のごとし、これを除きますと、要するに市民向けの事業が何もないんですよね。それは直接間接関連があるといえ、それまでかもわかりませんが、特効薬的なものがほとんど入っていない。時間がないから無理だ。だからできることは既に終わったものの借金の穴埋めしよう、これでは何の意味もないでしょう。こうしてみますと、借金の穴埋めとは別に救急車、分団のポンプ車、パッカー車、ハイブリッド車、パソコンの繰越明許にしても、物を簡単に買うものしかほとんどないということです。今から何かを計画して、そしてこれを21年度につないでいこうというものが何もないんですよ、これには。物を買ってしまえば終わりなんですよ。そういう面では、非常に物足りない、この臨時対策交付金の使い方になってしまったんじゃないのかな。

間違っているとかが、正しいとかという、そういう議論ではないんです。ないんです、これは。ただ、こういう使い方でもよかったのかな、今こういう経済情勢の時期に、国が何のためにくれたのかと、使いたかったなら使いなさいよと、ただ放り投げてきたんじゃないと思う

んですよ。経済活性化という言葉が頭に乘っかっています地域経済活性化、強いて言えばみんな関連があるんじゃないかといえ、それはわかりませんが、やはり議会が議員が要望した、また一般の市民が何とかならないかと言っている、そういう声に対して何もこたえていないです。安易な方法をとっているんですよ。物を買ってしまえば終わりという安易な方法。次につながる施策はないんですよ。という意味で、声を荒げて聞きましたけれども、借金の返済に使われた、これはあれですか、担当課長の考え方ですか、あるいは市長、助役の指示ですか。それとも3者の合議ですか。最後それだけ伺って終わります。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（土屋徳幸君） まず、1点お答えしたいと思いますが、いい悪いの問題ではないという話をされましたけれども、あなたの質問のところで、この申請は虚偽ではないかというようなご質問があったものですから、これについては間違いはないという答弁をさせていただきます。

それから、2点目の単に物を買うから効果がないのでは、本来の目的に趣旨に反するのではないかというお話ですが、先ほど申し上げたとおり、これは国の平成20年度の補正予算の中で、本来なら20年度中にやらなければならない事業が、10月31日以降の予算として国から交付されたものなんですよ。そうなりますと、先ほど申し上げたとおり、雇用対策とかそういったものに長く対応できるようなものであればいいんですが、工期がわずか3カ月の範囲内の中で、いかに有効にこの事業を遂行できるかということ考えた場合に、こういう選択肢しかできなかったというところであります。

それから、あわせて、その地域の活性化といいますか、そういった意味では、住民のためにならないのではないかというご質問ですが、ごらんとおり、消防ポンプ車とかパッカー車の購入というのは、市民生活に直結したものなんですね。市民の生活、安全にも直結したものなんですよ。これがなければ、安全性も確保できないような、今事態に陥っているから、こういうものに優先的に対応したわけございまして、これはあくまでも市民生活の直結したものと我々は理解しているところであります。

それから、最初の2点目のバグフィルターと調光操作卓の財源の調整について、この交付金を起債と切りかえて対応したのは、担当課長の独断であるのかどうかというご質問ですが、これはあくまでも市の政策として決定したものでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。



午後 2時 6分休憩

午後 2時 16分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議第6号の質疑を続けます。

ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 補正予算の概要書のほうでお尋ねをしたいと思います。

概要書の2ページ、ちょうど真ん中あたりになりますが、河津町からの負担金、基幹系電算システムの総合調査受託料660万円。それから12ページの企画財政課の合併対策事業費、下田市が受けて行う基幹系電算システム統合調査費と、この点について市長にお尋ねをしたいと思います。

12月の補正の折、この予算はご案内のように、南伊豆町と河津町が修正否決すると、実施の見込がないではないかと、全額削除すべきだと。ところが市長は、1%でもその見込みがあれば追及したいと、こういう補正の実施をしたいということですが、1%の望みというのはどういう努力をしてきたのかと。まだ会期が終わっていないわけですから、3月31日来ていないわけですから、1%の努力する時期がある、時間はあるとすれば、なぜこれがここに減額の予算が出てきたのか。全く12月に指摘しましたように、この予算の執行はでき得ないものだと、こう判断をされたのかと。そうなりますと、合併にかかわります22年4月までの合併ということからいきますと、新市の電算システムというのは大変重要な課題であろうかと思えます。それがなし得ないということについては、合併の成否にかかわっていくと私は思うわけです。

合併が困難だという見通しを、この予算できっちり出して提出してきたものなのかと、その見解をまず第1にお尋ねをしたい。どういうわけで、今これを出してきたんだと、12月の姿勢から言えば、この予算が修正が出てくるはずがないんじゃないかと、こう思うわけであります。

第2点目は、12ページ、定額給付金の課題であります。これは国の第2次補正で国民の7割方が疑問を持っていると、反対だと、こういう意見も出る中でこの意見を押し切って、まさに選挙目当てのばらまき政策だと、こういう批判が大きく新聞紙上でも表現をされている課題だと思えます。そういう悪政に対して地方行政として、それをどう本当に意味で市民の

ためにしていくのかと、この工夫が必要だろうと思うわけです。具体的には、もらうのはさ  
ましいとかという発言もあったようですが、一応受け取って、生活に困っていない方には寄  
附してもらおうと、こういう呼びかけをしている自治体もあるわけですね。そして、本当に  
困っている人たちのためにその寄附金を使っていこう。あるいは、産業厚生委員会の人たち  
も要請をしたようではありますが、プレミアム商品券あるいはコインというんでしょうか、そう  
いうものとして市内の経済を活性化していくために、あわせてこの事業を進めていこうと、  
こういう工夫が各所でされていると思うわけです。どうして下田市ではそういう努力をしな  
いのか、そういうものは検討されたのかという点を第2点目としてお尋ねをしたいと思います  
です。

それから、第3点目におきましては、1億660万9,000円でしたか、この第1次補正に伴い  
ます地域活性化生活対策臨時交付金であります。市民の経済状態あるいは雇用状態、そこに  
援助しようという、この本来の目的からいって、既に終わった事業の補てんのために半分近  
くを充てるんだと、5,700万円からの金を充てるんだと、こういう姿勢というのは市長、や  
はりおかしいんじゃないか。市民のことがそっちのけになって、役場の帳じりが合うか合わ  
ないかだけが一番重大な問題であるかのような、このような予算の組み方は少なくとも訂正す  
べきだと、出し直すべきだと、こう思うわけです。

私どもが市長に前もって2月10日に申し入れた内容からいきましても、小口資金700万円  
については1件しか、実際に借り手があっても1件しか借りられないと、なぜなら銀行が貸  
してくれないからだ、信用保証協会が8割しか保証しないと、したがって、なかなか貸し  
手がないよと、こういう現状があるわけですから、これらのものを改善する費用、あるいは  
幼稚園、保育園の耐震強化、また市営住宅の政策空き家といって放置されている実態、これ  
らのものに着手すれば市内の職人の皆さん、大工さんの皆さんが大きなそこで仕事が出てく  
るということになるわけです。それは3カ月でできないかもしれないけれども、繰り越しを  
する手だてをとっているわけですから、1年かけてそういうことが十分検討できるんじゃな  
いかと、あるいは、観光地としてのごみの海岸に打ち寄せられている環境整備対策をすると、  
雇用対策とあわせて、そういうものをしていってほしいという要望を市長に2月10日に出し  
ているわけです。そういうものに一顧もされずに、この財源の補てんにするというようなこ  
とは、石井市政の姿勢が問われると、これはぜひ考え直して出し直していただきたい。

少なくとも、この上の藤井議員が指摘しましたバグフィルター、市民文化会館の大ホールの  
卓の改修ですね、これらのものは既に済んでいるわけですので、どうしても市民の観点に立

って、今緊急の経済対策が必要だと、こういう姿勢にぜひ立っていただきたいと思います。とりあえずその3点について、市長にお尋ねをいたします。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） まず、先ほどの中で、合併関係の電算システムの関係のあれを今回どうしてまだ3月、日がある中でもうできないという判断をして上げたのかということにつきましては、当初この議会で議決いただいている中では、我々はまさに河津町が前向きに予算化をしていただいたという中で、確かに1%の可能性でもあれば努力をするべきだということを行った記憶があります。その後、南伊豆町の否決というような問題もあったわけでありまして、この問題につきましては、実は合併の問題につきましては、毎月1回か2回は必ず首長で集まって会議をしているわけですが、なかなか昼間の日程がとれないものから、ほとんどが夜、仕事が終わってから集まってやっているわけでありまして、この中で松崎町、それから南伊豆町がこの予算修正をしたということにつきましては、南伊豆町の町長と松崎の町長にもお願いをいたしました。もう一度再提案できないものかということにつきまして、その段階で、南伊豆町の町長さんもちょっと無理だと、松崎町の町長さんも無理というご返事をいただきました。ということは、私のほうから個人的に確かにそういう可能性があるという中で努力をするという形で臨んだわけでありまして、当然相手の首長さんがそういう判断を私に対して言ったという事実が、これは大変大きな重みがあります。再提案できないというようなお話を聞いた段階で、この形を3月までにやろうというのは無理であろうというような形を判断させていただいたものでございます。

それから、定額給付金のこれが選挙目当てのどうのこうのというのは、これは私が地方の首長として言うべき問題ではありません。しかしながら、このお金があったら、確かに下田市の場合ですと4億少しあるわけですね。ということが、実際には頭の中では、これが行政にいただければ、今課題の問題点がかなり解決できるなというふうにしたことは事実であります。

しかしながら、国は国民に対して、ぜひこのお金を有効に使ってくださいということが決まっているわけですから、これにつきましては、今テレビでも、もう既に給付を始めたところがあって、その方々が大変喜んでいる姿が映っているわけですね。生活の中で例えば1万2,000円あるいは2万円、こういうお金は大変ありがたいということで有効利用するんだという声が聞こえていますので、これはこれで一つの国の政策として国民には受け入れられているのではなかろうかというふうにも思っています。

それから、受け取らない方あるいは例えば寄附をしたいという思いがある方につきましては、我々は当然この問題については政策会議あるいは担当部署の課長とも打ち合わせをしております。やり方とすれば、もし要するにもらって拒否をすることはなるべくしていただきたくない、そういう思いがあるのであれば、受け取ってそれを寄附していただくということが必要だなということで、これについてはどういうふうな受け入れ方があるのかなということを検討しております。現実には、今できるやり方とすれば、定額給付金のご案内をするときに、もしお気持ちがあればぜひ寄附をしていただきたい。いろいろな面で利用方法がありますということで、ふるさと納税の中にも6つの基金があります。いろいろな福祉の問題、まちづくりの問題、そういう中での基金がありますので、この中に受け入れをしていこうと、新たな基金をつくるのではなくて、今現在ある基金お示しをして、この中に入れていこうと、こういうような考え方が今出ているわけであります。実際には、そこまで細かい基金の内容を詰めてお知らせするのか、ただ、いいよ、これはもらうけれども、何かに使ってよということであれば、我々はそういう受け入れのものをやっっていこうと、こんなふうに考えています。

3つ目、先ほど藤井議員からも、我々議員の要望を無視しているんじゃないかという、とんでもない話で、我々は議員さんからの要望というのは大変重く受けとめていますよ。ですから、要望があれば、必ず我々はそれを検討します。多分議員さんから要望があったときにも、その中でできることとできないことというのはある程度ご報告しているんじゃないかというふうに思います。できることについては、何が一番いいのか、ただ、ご要望だけで我々はこの大変厳しい財政の中で、それがやっぱり効果があるものでなければなかなかできないということが根底にまずあります。ですから、その中で、議員さんたちから要望がありました5つの大きな項目の中、という中で、一つ一つやって、これができるのかな、これはちょっと無理だよな、例えば白浜の赤間白浜線、これを何とか雇用を使ってやれよということがあって、多分言ったかどうかわかりませんが、測量というか、境界がはっきりしないところでありますので、その辺から取り組むには大変な労力がいるというような多分説明もしたんじゃないかというふうに思いますし、あとの問題点につきましては、臨時職員の問題、それから観光的な整備事業、そういうものにつきましては、当然前向きに考えてやっているわけであります。それから、幼稚園とか保育所の耐震につきましては、これも多分説明したと思いますけれども、やはり統合という問題を今考えている中で安易にそこだけ耐震をして、二重投資になる心配というのものもあるものですから、これは市の政策に合わせて考えさせてい

ただきたい。

ごみの問題につきましては、これは不法投棄とかこういうものにつきましても、特に雇用の中で対応しながらできるのかなとか、こういう前向きに我々は考えてやっておりますので、決して無視しているというような思いをなさらずに、どんどん要望だけはしていただければ、我々はそれを真剣に考えて対応していきたいというふうに思っております。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 電算の問題につきましては、それぞれの近隣の首長さんとお話をして、上程ができないと、こういう結論を得て今日この結論を出したということですので、そうしますと、やはり合併の見通しというのはなかなか困難だと、こう一般的に判断するのが常識的かと思いますが、再度その点ご意見があればお尋ねをしたいと思います。

それから、定額給付金につきましては、給付するに当たって6項目にわたる基金の寄附等もお願いすると、要望書を入れるんだということですので、ぜひともそういう方向で進めていただきたいと、そういうことになりますと、当然当局の三役あるいは四役の皆さんは、その先頭に立たれて寄附をされると、そして本当に恵まれない方たちの施策にそれを生かすと、こういう方向で検討してくださるといように期待をしたいと思います。

それから、この給付に当たりまして、県への報告に下田にホームレスの方がいると、こういう報告がされていますね。この給付に当たって、そういうホームレスの方にどういう対応をするのかと、住所がないと、この交付をしないという仕組みになっているわけですので、しかし、そういう本当に困っている人たちにその手が届くような仕組みというのをぜひ心がけていただきたいと、具体的にどういう措置をとるのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、やはりバグフィルターや市民文化会館の卓の事業で、地域が活性化される、あるいは生活対策になったというぐあいには、この緊急にそういう対策が求められて、やがて1年後、2年後になるよというような、こういう課題ではないんですね。今の時点でどう対応するかということが問われるわけですので、少なくとも1と2の5,700万円の使い道については、ぜひとも再検討していただきたいと、そういうやはり市民の思いをぜひくんでいただきたい、こういうぐあいに再度お願いをしたいと思いますが、この点については市長の答弁いただきましたので、副市長の答弁をいただきたいと思います。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 電算システムの予算の問題は、先ほど答弁させていただきましたが、これがすぐ合併は無理じゃないかという議論には考えていません。ですから、電算の問題も

廃置分合の議決がされてから、何とか大変な作業ですが、間に合うように努力するということは確認をされておりますので、今、私に与えられた立場とすれば、この合併に向かって何とかやっぱり地域住民の方のためにも成功させたいという思いが大変強いというわけであり  
ます。

それから、定額給付金のホームレスの問題につきまして、これも担当課のほうで検討しておりますので、またそちらのほうから答弁させていただきたいと思えます。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 私のほうからは、交付金、臨時交付金の使途につきまして、今、市民文化会館の操作卓、それからバグフィルターの既に行った事業に対して、起債の振りかえで充当したということで、これは緊急の交付金であるのでおかしいんじゃないかというのが2人の議員からも質問を受けております。我々も新年度予算作成の中で、何度かお話ししているかとは思いますが、本当に4億円から5億円の間の財源不足の中で、どのような予算を編成していこうかという大変苦勞、これは今年に限ったことではないんですが、苦勞をいたしました。

予算というのは改めて申すまでもございませぬが、単年度のももちろん原則はありますけれども、どうしてもやはり1年先、次年度、2年度、3年度、こういう中期的にもやはり考えて、そのときの予算編成の中で、どうしてもある一定の財調的な基金がないと、これはそのときに大変な事態になってしまうという、常にそういう思いがあります。

一方では、皆さんが議論をしていますように、これは言うまでもなく、こうした大変な経済状況の中でやはりこういう基金というか資金、予期せぬ国からの交付金が入った場合に、これは何としてもそのときに適合する効果のある事業に充当したい、これも当然なことであろうかと思えます。そうしたことを本当に政策会議の中とか、担当課長の中で議論をしてきております。先ほど担当課長が報告、回答したように、大変20年度も後半の短い期間の中で、その事業に充当したときに、効果があるのかなという議論もいたしました。

しかし、やはり時機を逸してはという思いも再三いっていますように、これも議論をいたしました。そうした中で、現在、財調につきましても、何とか合併の中でも支障を来さないような額まで確保できるのかなと、それはなぜかといいますと、今言った2つの事業を起債もやはり合併の支障になっておりますことから、できるだけ方針を定めて、何年までには幾らにしたい、以下にしたいということは述べておるところでございまして、そうした中期的な視点に立ったときに、これを振りかえて財源を浮かしたものを財調に積み立てておいたり、

または今言ったように、ほかの事業、21年度の中で予定していた起債事業を振りかえたこと  
によって、やはり21年度予算の中で新たな事業に起債も充当できる。起債の総額をそれほど  
大きく増やさなくてもできると、そういう思いもあって今回は振りかえさせてもらったもの  
でございます。皆様から先ほど来、議員皆さんから要望が出ていることについても、市長  
答弁したように真剣に考えておりまして、これはもうこの次にやはり時期を見て早い時期に、  
言うならば補正もやぶさかじゃないと、今、短期間の間にこれを、この予算の中で組みかえ  
たり計上するということが非常に難しかったものですから、そういう思いで、プレミアの要  
望もあるだろうと、これらについてもやはり効果的な事業であれば当然財調のほうからも対  
応する、そういう姿勢であります。

ですから、予算というのは、何回も言いますけれども、単年度単年度、それはもう真剣に  
考えなければなりませんけれども、やはり来年度も見据えた中で一体の継続の中でのやはり  
予算の仕組み、こういうのも必要であろうかということで、これを既に予算計上した事業で  
の起債の振りかえをさせてもらったというのが議論の中での結果でございます。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（糸賀秀穂君） 市内に居住しているホームレス関係の調査について、県のほうへ  
報告している、そのようなお話でございます。

所管が福祉事務所で所管しておりまして、福祉事務所で調査した結果について承知してお  
ります。管内に2人のホームレスが現在いらっしゃるということを伺っております。こうい  
った方に対してどのように取り扱っていくのかということにつきましては、一定の考え  
方が示されておりまして、住民登録がまだ残っていると思われる市町村、こういったもの  
を聞き取り調査の上、確認いたしまして、住民票の写しを当該市町村のほうに交付請求いた  
しまして、それで存否の有無を確認していただきます。

なお、そのような市町村が遠くにある場合、近くにある場合についてもそうなんですけれ  
ども、郵送請求という形で確認をしっかりとっていくということでございます。

また、住民登録が今残っているか、あるいはもう抹消されているか、職権で抹消されてい  
るか、その辺の不明な場合もあろうかと思えます。これについても、やはり本人から本籍地  
について聞き取り調査を行って、戸籍の附表を確認させていただきます。これによって、現  
在どちらに住所が設けられているのかわかれば、当該住所地におきまして定額給付金を給付  
されるという形になりますが、なおかつ以上の手続を経た上で、いずれのところにも住民登  
録がされていないという場合につきましては、その住民登録の復活のための手続をとるとい

う形になります。これは、下田市の場合の所定の手続によってその住民登録の手続が行われるという形でありますので、その辺は下田市だけではなくて、全国どこの自治体も同じような対応をしていただけるものというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（糸賀秀穂君） 管轄外でございますけれども、当然、当該人物に対しましては、福祉事務所のほうで接触をしているというふうに聞き及んでおります。

以上でございます。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 県の調査でございまして、調査を行っておりますので、名前だけは把握しております。

議長（増田 清君） 1番、最後です。

1番（沢登英信君） その2人の方々にも、ぜひ給付金が届くようにご努力をいただきたいと思えます。

時期が大変迫っているのです、こういう措置で、副市長の答弁ですと、近いうちに補正予算を組んで緊急対応の対策はさらに進めていくと、こういう答弁をいただきましたので、この1、2については、なかなか了承しがたい内容であります、その答弁には期待したいと思えます。

以上で終わります。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

8番。

8番（土屋 忍君） 1点だけ確認という意味で、文化会館の整備事業で、私は財源のほうじゃございませんもんで、結果のほうだけ聞きたいんですけれども、870万円の減額というのがあるんですけれども、これは調光操作卓のこれは入札差金か何か減額になっているわけなんですけれども、当初予算で3,370万円に対しての870万円というのは、いかにも25.8%でかなり大幅な減額ということなんですけれども、その辺を説明だけお願いします。

議長（増田 清君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田真理君） ただいまのご質問でございますけれども、11月の臨時会で予算のほうをご審議いただきましてちょうだいいたしました。

その後、入札によりまして、業者のほうを選定させていただきました。その中で議員さん



のおっしゃるとおり、非常に低額で札を入れていただけたのが事実でございます。ごめんなさい、資料が。ここで1度大きな金額を1つまだ事業が完了していないものですから、この19日までが工期になっておりますので、この時期の補正の減額となりますと、全額ができないものですから、一部保留をさせていただいて、今回870万円の減額をさせていただきました。

今のところ、業者さんのほうから先週末にほとんどの工事が完了している報告もいただいておりますし、今、操作をする文化会館の職員が慣れる、ノウハウを自分の身で覚える、そういうことを今、指導をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 8番。

8番（土屋 忍君） そうしますと当初の3,370万円の予算というのが、どういうふうに見たのか知りませんが、普通でしたら、こういう機器類を入れるにはどこかのメーカーあたりから当然見積もりをとって、これぐらいかかりますよという予算を組んで入札をするんだと思うんですが、このメーカー見積もりと落札した業者とはまるきり、私のあれですと、東芝ライテックだったのかなというふうに、大昔を思い出すとそんなような気がするんですが、それはどのような形でされたのか、当初予算3,370万円の予算の組んだときの経緯と、この実際に施工した業者を言えるんだとしたら、その辺も聞かせていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田眞理君） 予算で3,370万円議決していただきました。こちらのほうで設計書を組みまして、その金額は3,357万2,700円の設計額になりました。入札をかけるときに、4社指名をいたしまして、業者を決定させていただいたわけです。これにつきましては、落札した業者は、今、議員さんのお口のほうから出ました東芝ライテック、今までもこの照明をやってくださっている会社でした。金額非常に少ない金額で落札していただけたのは、企業努力によるものと思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 二、三お聞きします。

まず、1点目は、説明書のほうの17ページ、裁判員制度事務委託金25万2,000円の減とな

っていますけれども、裁判員制度に対して下田市はどのように対応しているのか。これ、たしか6月ごろから全国的に始まると思うんですけれども、下田市としてどのような取り組みをしているのか、今までそういう声も聞こえていないし見えていなかったの、そこら辺の対応をどういうふうに今準備しているのかということをお教えください。

それと、2点目は、生活保護なんですけれども、33ページですか、生活保護費支給事業で3,504万4,000円の減となっていますが、これはどういう背景なのか、特に今経済がこれほど悪くなっている中で、むしろ生活保護費受給者増えるのかなんていうふうなことも考えられる中で、逆に扶助費が支給事業が減っている、ここら辺の背景について教えてください。

3点目は、市税の問題なんですけれども、市税がかなり減っていますよね。少なくなっています。たばこ税が1,000万円減額されています。配当割交付金500万円、株式譲渡所得割交付金600万円、地方消費税交付金2,000万円、それぞれ減になっています。これは国全体の景気の動向によってこういうふうになったんですが、これはもう来年度もやはり来年度の当初予算の中でかなりの減額が20%から80%以上も減額されているのもあります。こういう傾向は続くと思いますけれども、そこら辺について、いろいろ一生懸命これまで市長さん、一生懸命になって借金の返済ということを取り組んできましたが、借金の返済をするためには、やはりある程度の税収がなければ、ただ単に減らす減らすということだけではやっていけないんですが、経済状況の中でこういうふういつまでかあれですけれども、1年、2年の間はこのような状況が続くのではないかというふうに予測されるわけなんです、それに対して市はどのようにこれをとらえているのか、市税の減収、これらに対して一応どのように税を増やしていく算段をするのかということも踏まえて、この来年度あるいは来年度以降の予算等々も踏まえて、市はどういうふうにとらえているのか、それについてのお考えをお聞かせください。

以上です。

議長（増田 清君） 市民課長。

市民課長（山崎智幸君） 裁判員制度のことについて下田市の対応でございますけれども、昨年の6月ごろからこの起用の住民基本台帳電算処理システムですね、これの改修ということで、これは原課は市民課の選挙管理委員会になってはいますが、担当は企画財政課のほうのコンピューター担当に依頼して事業を進めてまいりました。

そして、昨年の当初よりも見積もりいろいろやっていたんですけれども、日立情報というところがこれを取りまして、それで当初よりもかなり安く入ったということで、今回の減額

になりました。昨年の10月ごろ、今までは下田のほうの裁判所のほうへ私たちの名簿等を送っていたんですが、今度は沼津のほうになりまして、人数をコンピューターでランダムで一週にぱっと出るような格好になっています。それで、その資料を沼津のほうの裁判所のほうに送ってございます。

ですから、経過等をいたしますというのは、コンピューターのほうで企画財政課のほうでコンピューターをやっていただくと、それに導入した後、市民課のほうでは、それをランダムによって人を選定したということでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 保護費の減の件です。

保護世帯ですけれども、昨年度末が198世帯、最近の数字が199世帯です。それで、ほとんど変化はございません。不況だ、不況だと言われる割には、下田市にはまだ影響が及んでいないような気がします。

それで、相談件数ですが、2月までの集計で18年度が71件、19年度68件、今年度は55件しかないんです。ですから、それほど不況だという割に今のところ影響はないですね。それで、なぜ保護費が減ったかという、生活扶助費ではなくて医療扶助費、そちらのほうが減ってこういう減額になっております。

以上です。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） たばこ税の減額でございます。今回1,000万円の減額でございますけれども、当初の調定は1億9,570万円ということで予算を組んでおりました。それが、毎年毎年、例えば平成13年度は8,631万2,000本のたばこを消費しておりますけれども、19年度の末になりますと6,316万1,000本と、こういうように毎年毎年何千万本という形で減っております。今回も大体5.1%の減額でございます、1億8,570万円を調定というか見ておるんですが、健康意識の高まりというのはもう毎年たばこを吸うなよというようなこととか、それから喫煙者に対する社会環境の厳しさというのもあって、たばこを吸いたくてもどこに行っても吸えないような状態が今ありまして、非常にたばこ喫煙者に対して厳しいんじゃないかなという、そういう社会的な現象もあります。皆さんご存じのとおり、今年度、昨年です、たばこ1箱1,000円にしようかというような話もございます。今までのたばこの税が余り減少していない、本数に対して減少していないというのは、3年に1遍ぐらい毎年毎年

値上げをしまいいりました。ですもんですから、大体2億円ぐらいの税の確保があったんですが、今回1億8,570万円という形で減額させてもらうということでございます。たばこについては、税制に絡んできておりますので、この辺については余り、少しこの辺で値上げをするのかなというふうに思いますけれども、これについてはいかんとも私のほうではできないようなことでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（土屋徳幸君） ご質問の中に、市税の一環として各種配当交付金の関係のご質問がございましたが、これ配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金、地方譲与税交付金は、税ではございませんで、国・県の徴収の税額から配当を受けるものでございまして、まず配当割交付金については配当割交付金を県が徴収した中で、そのうちの95%の68%分を各市町に県民税の徴収割合に応じて案分して交付されるものでございます。あわせて、株式等譲渡所得割交付金も同じような感じであります。

それから、地方消費税交付金については、もう既にご案内のとおりですね。全体的な県民税として創設されたものをそれぞれ地方消費税水準額の2分の1相当額を県内の市町村に配当するというのが内容でございまして、それぞれすべてマイナスになっている要因は、やはりこれはいわゆる経済活動の低迷によりまして、県税収入が減ってきているという状況の中での原因で配当額が減ってきているという状況でございます。

あわせて、新年度に対応してどうであるかというご質問でございますが、やはりこの平成20年度の決算見込みを踏まえた上で、新年度も予算計上させていただいている状況でございますので、余り期待はできない、この経済状況下では期待できないだろうというふうに推定しております。

以上です。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 裁判員制度に関しましては、要するに市としてできることは、電算システムを整備することであるというふうなことの理解でよろしいんでしょうか。そのための準備はしているというふうなことなんでしょうか。

議長（増田 清君） 市民課長。

市民課長（山崎智幸君） 議員さん言っているそのとおりでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 生活保護がかえって相談件数が少なくなっているというようなことは意外でして、またその要因も聞きたいんですけども、そこまではまだ現在はわかっていないということです。またいろいろ、そういう市民の生活状況についていろいろな情報が入りましたら、どんどん公開してこういうふうな状況になっているということを提示していただきたいというふうに要望いたします。

あと、交付金なんかは税じゃないよという、それは失礼しました。しかし、入ってくる、要するに市の財政の中で市税も含めて、こういう交付金も含めて、入ってくるような額がどんどん減っていく、これはもう何年か先まで減っていく、それに対して市の対応、これにどうというふうに対応していくかというふうなこと、大きな意味でそれにどうというふうに対応していくのか、出るほうを減らすということは基本ですけども、それだけではもう対応し切れなくなってきていると、入るほうも何とか少しでも1円でも10円でも入るほうも増やしていくような算段をもっと緊急経済対策は目先のことですが、中長期的ないろいろな観光対策、いろいろなものをどんどん強化していないとやっていけなくなるということじゃないかというふうな意味で、この事態をどうというふうにとらえるかをお聞きしたわけです。考えをお聞きしたわけです。そこら辺のことについてももう一度何か言うことがあったら、言っていただければと思います。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（土屋徳幸君） 議員がおっしゃるとおり、この世界的な不況の経済悪化の中で、新年度予算をこれからまたご審議をいただくわけですが、財減を確保するというのが非常に厳しい状況でございます。特に今ご案内のとおり、市税においてもたばこ税だけの今回は減額でございますが、全体的な市税の減収もかなり見込まれるのではないかと推計もされております。

そういった中で、当然全国的な経済活動の中で影響を及ぼすこの交付金も、当然こういった形で減額の見込みということの推計でありまして、議員がおっしゃるとおり、非常に全体的な財源の、自主財源も含め、また依存財源も交付税が減額されるという今の国の流れの中で、非常に財源の確保は難しい状況になっております。それをいかに健全な財政運営をしていくかということになると、いみじくも議員がおっしゃるように、やはり歳出を削るのがいいかな、一つの方法であるということは周知の事実でございます。下田市も財政健全化の中でそういった財政の歳出の削減をとっているわけでございます。

一方、歳入の増額をいかに望むのかということについては、議員の一つのテーマでもあります。地域の経済の活性化のためには雇用の促進とか、一つの地域の経済活性化に充当できるような事業の再構築が必要ではないかという論理は確かにあっさりとおりでございます。

ただ、いかんせん、今、下田市の財政状況が果たしてそういう積極的な形での、これは下田市だけではございまして、全国の各自治体もなかなか前向きな積極的な財政の投資ができるような環境にないというのが実態でございます。そういう意味で、また、一方では、下田市のように自主財源が少ない自治体においては、勢いそれでは何が財源となるかという、やはり起債等の依存財源等に頼らざるを得ないというところもあります。しかしながら、ご案内のとおり、この国の政策は財政健全化という一つの大きなテーマを持って対応してきております。ということは、よくご存じのとおり、実質公債費比率ですね、要するに起債を借りることもなかなかままならない今の地方自治体の財政状況であるのはご存じのとおりでございます。

そういった意味で、我々といたしましても、財政を預かる立場上、非常に困難極める状況でございまして、先ほど副市長の答弁にもございましたとおり、厳しい財政状況の中で財調の財源を確保してみたり、将来の負担を軽減するための起債の償還をできるだけしながら、厳しい中でも何とか健全な財政運営をしたいというところでの範囲でとどまっているのが実態でございます。そういう意味では、議員がご希望しているような財源を確保できるような、これといった一つの手法というのはなかなか見当たらないというのが今の実態でございます。

以上です。

議長（増田 清君） 最後です、質問。

5番（鈴木 敬君） 私が経済対策というと、何かすぐそれはもう起債を起こしてやるような事業じゃなきゃだめみたいな、あるいはそういう事業しかないようなとらえ方をされているのかなというふうに思います。例えば箱物行政だとか、何かそういうふうなメイン開発の大きな起債が必要な事業とか、そういうものだけを想定しているのかなというふうに思います。私としては、そういうふうに大きな起債をしてやらなければならないような、やるべき、そういうふうな経済対策が今必要だというふうなことは一言も言っているつもりはありません。

ただ、言っているのは、いろいろな形の中で、特に経済の中でいろいろな流通システムだとか、そういうシステム、経済のシステム全体が変化している、変わってきている。それな

りに対応できるようなそういうふうな仕組みをつくっていく、そのためには市としてできることは何があるのかというふうなことです。それは、お金をばんばん使うということでは決してありません。ですから、例えば教育旅行等々、地産地消を進めるためのそういう仕組みづくり、仕組みづくりですね、どちらかといったら。それを市は、率先して市民に提案して、実際に動くのは市民ですから、経済を実際に担っているのは。そういう人たちに提案していく、あるいは一緒にやろうと呼びかける、そこら辺のところには市のやるべき仕事があるのではないかと思っています。そこら辺のところは全然ないというか、感じられない。積極的に市の経済の仕組みを変えていこう、新しい時代に対応するように変えていこうというふうな、そこら辺の意識が市のほうから見えてこないというふうなことがあるので、何回も何回も言っているわけです。今の時代、箱物つくってほんとやれば経済ちっとは上向くのかなんていうことは、一切そういうのはないというふうに私自身としても認識しております。

しかし、だから、そこら辺のところの経済対策イコール財源が必要だ、それは確かに幾らかの財源は必要です。でも、それは何千万とか億とかというふうなことばかりじゃないです。そこら辺のところは何とか考えてもらって、どうやったら仕組みを変えていけるのかということの、そういう仕組みづくり、体制づくり、そこら辺のところをもう一回、市はしっかり取り組んで考えていってもらいたいというふうに思います。これは要望としておきます。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 何点かお尋ねします。

予算説明書21ページ、21款雑諸収入、この中で保護費の返還金506万4,000円というのがあるんですが、この保護費返還金というやつの説明をお願いします。

それから、37ページに3款清掃費の中の2280事業、ごみ収集事務で古紙処理委託費が300万円の減になっておりますが、一時古紙については処分して売り上げたというようなときもあったんですが、現在この古紙の処理についてはどのようになっておるのか、そういう中で300万円の減はどういうものかということであります。

先ほど来、議論になっております地域活性化生活対策臨時交付金についてであります、説明でありましたように、平成20年10月30日、新たな経済対策に関する政府・与党会議経済対策閣僚会議合同会議において決定したと。

生活対策のほうは、平成20年11月19日に地域活性化統合本部会了承だということで、時間

的に大変厳しいものがあった、新たな事業を組んでそれをやっていくのが非常に難しかったよと、そういう中で一部では繰越明許で次年度に繰り越し、そして市債の返還、具体的に言えば大ホール調光で地方債、これは工事費の減870万円、一般会計で200万円で、この交付金を使って2,300万円交付税を減したよ。フィルターについては、一般会計の負担金を減らして、起債でやったと、それは将来へ向けての予算確保や、こういうご説明を受けたわけであり、確かにその期間の短い中で、これどう取り組むか、こういうことだと思うんですが、長野県の信濃町におきましては、今年度平成21年1月5日に町長を本部長とする生活地域活性化対策本部をつくり、2月の定例議会までにこれをまとめると、こういう積極的な姿勢をもって取り組みまして、中小企業経営相談窓口の開設あるいはプレミアムつき地域振興商品券の発行、高齢者世帯等を対象に冬期間の暖房に必要な家庭用灯油代の一部補助、こういうように積極的に取り組まれている、こういうことに対して、まず1点、どう思う。

この信濃町と、それから山口県のほうでも行われているところに、実は平成21年度に予定していた事業を前倒しにやると、既にもう、下田市の場合は、事業を組むことが困難である。多少組んだものについては次年度で明許だよと、そうではなく、予算の段階で既に事業として組まれているものは、この交付税を使って前倒しで公共工事をやって、地域の活性化に取り組んだということで、後年度に予定していた事業を前倒しすることにより、地域経済の活性化を図りますということで、こういうことで前倒し発注、こういうものについてはどのように考えられるか。

さらに、今回のものは生活者支援という目的を立てられているところから、妊産婦の公費負担、これ5回だったものを14回に拡充しました。あるいは保育料を引き下げました。こういう形で生活支援をやっておるといふこと、このような、下田市の場合には全くないとはいいいませんが、やはり生活者支援の観点から、この今回の交付金への取り組みについて、どのように思われるか。

さらに、熊本県玉名市においては、同市内の27の小・中学校に備品購入費として100万円ずつ配付することに決めたと。当市に置いては教育費、教材費の額が少ないのではないかと、周辺の町と比べても少ないと、これは何とかしなきゃいけないという議論がかつてずっと続いて、今もやっておられるわけですね。こういう中、こういう交付金を利用してほんと教材費に充てる、今までの懸案の一つの解決に向かう。こういうこと、どうでしょうか。これは一つ提案、実際にやっておるところもあるわけですから、この提案についてぜひ考えてい



ただきたい。

特に、要するに地方債を減額して、将来へ向かっての次年度、次々年度へ向かって財源を確保するという意味も含めて起債を減らしたわけでありますから、当然そこで今回確保された予算を使えば、可能なわけでありますから、そのことについていかがかということであります。

翻って、今回の下田市のあれを見ますと、まずもって評価できるのは、子育て支援基金500万円です。個人的には1,000万円あってもよかったのかなと思っておりますが、それからごみ収集車880万円のうち750万円、バグフィルターの交換、これらは本来で言えば、一般会計でやるべき性質のもので、このような臨時に緊急にやれる生活支援あるいは地域活性化支援で使うことが適当ではないと思うものの、国庫に返すよりは、とりあえず次年度、次々年度への財源確保のために行ったということでありますから、これは今回の次年度予算あるいはこれから組まれるのであろう21年度予算において、当然生活支援、経済活性化対策が採られるものだと期待しておりますが、それで間違いのないのかどうかについて確認をさせていただきたいと思っております。

最後に、この今回のやつ、庁内LAN用パソコン購入、こればかりはいただけないですね。やっぱり目的は地域の活性化であり生活支援でありますから、庁内の必要なことであるが、これはやっぱり一般会計で堂々と新年度予算で組むべき性質のもので、補正でしかも活性化生活支援のために来た金でパソコン買うっていうのは、いかにも何ともいかなものかなと、やっぱり品格という面においては、やはり市の品格としては余りいただけないと思うんですが、ここはよせとまでは言いませんけれども、少し反省をしていただきたいと思いますと思うけれども、その感想と申しましょうか、その意見に対してどのように考えられるかということをお尋ねしたいなと。

ハイブリッド車購入については、議論の分かれるところであるかと思っておりますが、基本的にはやはり行政内部のことについては、これはもう計画的に毎年の予算編成の中で整備をしていくものであって、このような緊急対策の交付金を使うのもいかなものかなという、ここもハイブリッド車もやっぱり疑義が残るなということであります。ハイブリッド車については、メーカーによっては随分安い車が出てきているようですが、今回270万円の予算が組まれておるんですが、この予算の額の根拠、それから最近安いハイブリッド車が出ておるようですけれども、購入に当たってのお考えについてお聞きします。

議長（増田 清君） ここで質問者をお願い申し上げます。

質問の途中ですが、ここで10分間休憩にしたいと思います、いかがですか。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後 3時17分休憩

午後 3時27分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議第6号の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 生活保護費の返還金の件です。

27件の返還がありました。主なものは、各種年金の遡及受給に、それで生活保護者からその分を返していただいているというのが現状です。主な遺族年金の遡及受給で、1件は92万2,000円、もっと大きい額でいきますと、老齢厚生年金の遡及受給、これで73万600円、これは1人当たりです。共済組合年金の遡及受給で103万円というのがあります。一番大きいのが老齢年金の遡及受給で140万7,000円、こういうのが27件ありまして、506万4,000円返していただきました。そういうことです。

以上です。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 古紙の300万円減の件でございます。これは、6月の補正で総計予算主義ということの中から補正をさせていただきまして、そのとき処理費として見積もり等を参考にいたしまして、トン1万2,000円の予算ということで664万8,000円の補正をさせていただいたところでございます。それで、7月以降、見積もり合わせをしたところ、6,300円という単価になりまして、そして10月以降が6,720円という単価になりまして、当初の予算に比べまして364万8,000円ということで300万円の減ということで、減額させていただいているところでございます。歳入のほうにつきまして、売却代、参考に単価、今1万6,250円ということで、今現在6,720円の処理費を引きますと9,530円の純の売却はできていると、こういう状況でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（土屋徳幸君） もう一度再び地域活性化臨時交付金の関係でご質問をいただ

いたわけですが、まず、前提と申し上げまして、私の言葉足らずで申しわけなかったんですが、今回のこの地域活性化臨時交付金の財源充当につきましては、まさしく議員がご指摘のとおり、前段のバグフィルターと市民文化会館の調光操作卓以外の関係につきましては、本来平成21年度に実施する事業をこの交付金がたまたまといつては大変失礼ですけれども、いただいたものですから、そういった意味では次年度の財源、予算編成財源も非常に厳しい中で、この交付金を事業前倒し、まさしく議員がおっしゃるように、21年度に予定していた事業を前倒しで対応させていただいたということがまず前提でございます。

その中の一つとして、いみじくもこれはいかがかとご指摘されたいわゆる庁内パソコンの関係につきましても、議員は実態をご存じかどうかわかりませんが、市の職員のパソコンの状況は、非常に貧弱な状況になっておりまして、これを状況を環境を改善するのは喫緊の課題になっておりまして、事務が満足に遂行できないような事態も生じてきているわけでございます。そういう状況もありまして、翌年度の事業を前倒しで一部させていただいて、パソコンもその一部であるというふうに、まずご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、各ほかの市町いろいろ交付金を活用したいろいろな検討組織といたしますか、執行組織といたしますか、いろいろな本部をつくって対応されているというお話がございました。この交付金を使って、わずか数カ月間で本部を立ち上げてまで、それでなおかつ1億円前後の事業費でとなると、これはいかがかなと、ほかの例えばの話が緊急雇用、ふるさと雇用、緊急雇用対策の関係でありましたら、それは23年度までの時限で当市も本部を立ち上げて、雇用対策の関係で新年度予算に反映されている。これから新年度予算をご審議いただくわけですが、その中にも盛られておりますので、その辺のことをおっしゃっているのかなという感じがしました。

それから、具体的に個々の事例といたしまして、議員要望の妊婦の健診の関係でございますが、確か現状20年度までは年5回までの補助をしてきたわけですが、これも新年度においては交付税財源等を確保いたしまして14回に伸ばす予定であります。そういった意味では、この交付金を活用するわけではないですが、別の形で財源を確保しながら対応していきたいというふうに手配をしているつもりでございます。

それから、小・中学校の学校といたしますか、教育委員会関係の予算の関係でございます。確かにそういった意味では、毎年その辺はご指摘いただいているところですが、毎年そういった意味では、最終的に新年度予算を編成する段階において、最後の段階で財源調

整の中で教育費を上乗せしているというのはよくやっているところでございます。今年度と  
いいですか、来年度21年度予算につきましても、最終的に教育委員会に通知いたしまして、  
金額は余り多くはなかったと思いますが、教育委員会の要望を聞きまして、備品購入を財源  
を新たに創出してきたという経緯もございます。そういったことで、この交付金を直接使っ  
たということではないんですが、それぞれの予算の配慮はしているつもりでございます。

なお、最終的な論議になるわけでございますが、この地域活性化生活対策臨時交付金が果  
たして適正といいですか、本来の目的に沿った使用法であるのかどうかというのは、皆  
さん方から再三ご指摘いただいているところでございますが、先ほど申し上げたとおり、こ  
の交付金につきましては、そういった意味では地域経済活性化と言いつつも、そういった意  
味での地域というのは要するに読みかえれば地方自治体の活性化とも読み取れるわけで、そ  
ういった意味での広いわけの財源の使い方というものも一つの考え方ではないのかなという  
ふうに思っています。

そういった意味では、直接市民に雇用なり、また経済対策ということであれば、それはま  
た別の制度の中で新年度予算で一応対応させていただいているということ、それからそうい  
った意味では、バグフィルターと調光操作卓の関係についての起債から交付金に切りかえた  
部分につきましては、これはバグフィルターにしても調光操作卓にしても、言いかえれば先  
ほども申し上げたとおり、直接市民の利害関係にはつながらないにしても、市民サービスの  
向上には確実につながる事業でありますので、例えばバグフィルターをやらなければ健康を  
害するとか、そういった事態も起きるわけでございますので、そういった意味での必要性の  
ある事業に、決して無駄な事業に充当しているわけではございませんで、そういう状況の中  
で対応しているというふうにご理解いただきたいと、ちょっと言い過ぎたところありますが、  
よろしく願いいたします。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（糸賀秀穂君） ハイブリッド車の購入につきまして議論があるところであって、  
本来であれば通常予算の中で購入すべきではないか、積算の根拠についてはどのようなもの  
かというご質問でございます。

これは補正予算書の24ページ、25ページをめくっていただきますと、2款1項3目の行政  
管理費279万9,000円でございますが、この中には8万7,000円の減額が入っておりますので、  
これを除きますと288万6,000円の額になります。これをそのまま繰越明許をさせていただく  
金額でございますけれども、先ほどの藤井議員のご質問に対しまして、企画財政課長からも

ご答弁させていただきましたが、このハイブリッド車、現在プリウスを使用して主に出張用に使っている供用車両でございます。これが現在走行距離がもう既に17万キロほどになっておりまして、かなり車体に対する不安感も強くなっている状況でございます。

したがって、現在リースでこれを借りているわけですが、この7月にリース切れになります。走行距離がもう既に17万キロほどに及んでいるということと、リースが切れるということで、平成21年度予算におきまして、リースにおいて再度更新をしたいというふうに考えていたところ、こういった制度があるという中で、職員の先ほど申し上げましたとおり、安全確保とかあるいは経費の節減とか、そういった観点から、これを前倒して購入して対応していきたいということで、今回補正予算の中に上げさせていただいているものでございます。

それで、この補正予算書の編成に当たりましては、1月の末の段階での予算の査定でございます。その後、ご承知のとおり、ホンダのハイブリッド車インサイトという車名でございますけれども、こういった新しい車種を発表されております。したがって、現在、車両本体価格270万円につきましては、定価に対して一定の率を掛けまして、さらに備品諸経費等を含めて270万円で設計させていただいておりますが、今回、低価格のハイブリッド車が発表されたということから、実際の購入に当たっては、総合的な観点から検討させていただきまして、対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 議論が完璧にすれ違っておりますね。基本的に行政で組まれる予算、当初予算にしても補正予算もすべてこれ住民のために当然行政の仕事は住民サービスでありますから、住民のために組まれているものであります。したがって、当初予算も補正予算も、住民のためにならないものはないと、すべてこれ住民のためであると、広義の意味においてはね。そういう認識であります。

また、必要なものであろうという認識でもあります。しかしながら、地域活性その財源として、財源として地域活性化生活対策臨時交付金を使うことがいかなものかという議論があります。つまり麻生総理が100年に1度の大不況である、こういうことの中で、この臨時交付金に6,000億円の予算を組んだわけでありまして。これは通常行政が取り組むべきことでは足りない、それ以上に別に地域活性化あるいは生活者支援のための予算を組んで、行政、市町村頑張れと、こういう趣旨の交付金でありますから、そういう趣旨にのっとって使うべ

きでありまして、本来、当年度予算なり一般会計の中で当然使わなければいけない庁内のパソコンなり、この車の購入、これにこの交付金を使うことがいかなものかという議論でありますから、パソコンは買わなければいかんでしょ。古くて使えなくて、業務に支障を起こしてはならない。だから、当然買うこと自体を批判しているわけではありません。その財源としてこの交付金を使うことがいかなものかという議論でありますから、その用途に対してどうなのか、こういう質問であります。

ハイブリッド車については、僕はもうかねてからリースは高くつくと言っているところで、今回こういう購入になったので、これはもう大変喜ばしいことであると、やっぱりリースよりも購入したほうが安いですから、これは要するにリース料、リースには当然利息分がありますから、その利息分が係りませんから、しかも現金でやれば割り引いて安く買うこともできるわけありますから、このリースから購入に変えたのは大変結構だと思います。また、競争入札で安く買ってもらえれば、結構な話であります。そこは問題ありません。一番の問題は、財源にこれを使ったことがいかなものかということです。もう一度お尋ねしますが、今回、一般財源から使うべきもの、あるいは起債でやる予定のものをこの交付金を使って起債の返還をした、あるいは一般財源で使うものを起債、交付金でやったと。それは次年度、次々年度にまた生かすことができると、こういうご答弁でありましたから、教育教材費については、また新年度予算を見ておりませんが、若干の上乗せがあったということでもありますけれども、やっぱり現場の声を聞きますと、これまでの議論を聞きますと、ぜひ今回繰り延べられたこの交付税を使ってやっぱりやっていただきたいなということで、再度、教材費についてはご質問いたします。

なお、妊婦健診が5回から14回になったということは、大変喜ばしいことであって、感謝申し上げます。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（土屋徳幸君） まず、そういった意味では原則的な根幹にかかわる、この交付金の使途の問題でございます。確かに今回の地域活性化生活対策臨時交付金という名称からすれば、確かに議員がおっしゃるような、本来の使途目的がある程度制限されるべきものなのかなという感じは受け取っておりますが、ただ、そういう意味でいえば、国の定義づけは先ほども申し上げたとおり、基本的には緊急安心実現総合対策という一つのスキームの中でこの第2次補正ができ上がっているところでございます。この交付金は、地方再生戦略といういろいろな用語が出てくるわけでございますが、地方再生戦略の趣旨に合ったものに対

して、この事業充当しなさいよという意味合いでございます。

一方、国の見解といいますか、その解説書によりますと、そうは言いつつも、地方再生戦略というのは非常に幅広い、枠がもう限りなく広がってしまうような交付金の限定の部分であるということもありまして、まず、大きな要因は、先ほど来申し上げたとおり、ある程度工期なり時間的な猶予があれば我々も検討し、また、なおかつ何とか対応できる事業もそれなりの工期を図って対応できたんでございますが、これも先ほど来申し上げたとおり、10月31日以降の事業に充当する中で、緊急に数日以内に事業計画を上げろというような、国の政策の中で対応してきたもんですから、自ずとある程度絞り込む事業が限定せざるを得ないと、ある程度工期が必要なものについては、なかなかできにくい状況であったわけです。

そういった意味で、その中では、平成21年度に予定されていた事業の中で、要するに短期間で対応できるもの、要するにそういった意味では繰越明許の中で対応できるようなものについて、できるだけ絞ってやらせていただいたと、そういう意味では、議員おっしゃるとおり、本来の趣旨、藤井議員からもおしかりをいただきましたけれども、本来の趣旨といかなものかという指摘はございますが、しかしながら、それは回り回ってやはり財源として、ほかの財源として一般財源が活かされると、これも一般財源化するわけでございますが、そういった意味では、バグフィルターとか調光操作卓も起債でやろうとしたものを、この交付金で対応させてもらったということになるわけでございますので、そういった意味では、最終的に伊藤議員は現実として、これによって余剰財源となったものを教育費に充てるかどうかというのが最終的な結論じゃないかと思っておりますけれども、その辺については、またできるだけ市長、副市長等とご相談をさせていただきながら、補正等で対応させていただくということでご理解いただきたいと思っております。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第6号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

次に、議第7号 平成20年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

1番。

1番（沢登英信君） この基金繰入金につきましては、当初10年で返済すると、それを20年

に延ばすと、こういう経緯があった基金かと思うわけですが、それが当初の10年の金額になるかと思うんですが、2,477万円、早目に本来の趣旨に沿って返済をすると、こういう姿勢をここで示したということだろうと思うんですが、今後、どのような形で返済をしていく予定なのかという点について確認をしていきたいと思います。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（土屋徳幸君） 今の土地開発基金からの借入金の返済計画でございますが、確かに議員おっしゃるとおり、平成15年の予算編成において財源不足が生じたために、当時2億4,770万円を土地開発基金から繰替運用ということで借り入れまして、当初は10年の償還で計画しておったところでございますが、その後の財政的な状況の中で20年に延ばしていただいたという経緯がございます。そして、当時としては2,400万円程度の返済を予定しておったところでございますが、当然その半分、要するに20年に延ばしたわけでございますので、そういった意味ではその半額の1,238万5,000円で20年までは今回までは計算してきたというところがございます。しかしながら、ご報告申し上げたかもしれませんが、長期の繰替運用については論議があったところがございますが、それまでの見解は長期の部分についてはやむを得ないだろうというような見解であったんですが、その後、国の見解等も変わりまして、やはり年度を越える長期繰替運用については、余り好ましくない、その是正をするようにということで、今回、早目に是正をしようということでの計画をしたところでございます。

そして、今後、何年までに返済計画があるかということでございますが、平成24年までには完済したいということで、平成20年からあと5回の返済、それも当年1,238万5,000円を今回補正をさせていただいて合わせて3,715万5,000円ずつを5回に分けて返済して完済していくという計画でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第7号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第8号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕



議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

ただいま議題となっております議第8号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第9号 平成20年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

ただいま議題となっております議第9号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第10号 平成20年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第10号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費につきましては、総務文教委員会に付託をいたします。

次に、議第11号 平成20年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

ただいま議題となっております議第11号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第12号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第12号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第13号 平成20年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第13号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

議長（増田 清君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日6日は、それぞれの常任委員会審査をお願いし、本会議は9日午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、7日、8日は休会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時51分散会